



海津市  
市民協働推進計画

令和7（2025）年3月  
海津市



## はじめに

本市では、市民主体の「協働によるまちづくり」を推進するため、令和元（2019）年9月に「海津市自治基本条例」を制定いたしました。しかし、市民主体の協働に対する理解は、市民に十分に浸透しておらず、その重要性が認識されながらも、具体的な取り組みは進んでいないのが現状です。

一方、（株）日本総合研究所の推計によると、2045年には全国で地方公務員が19万人不足すると予測されており、特に小規模自治体では、6割から7割しか職員を確保できないと見込まれております。加えて、社会や経済の成熟化に伴い、市民のライフスタイルや価値観が大きく変化する中で、地域が抱える課題はますます多様化・複雑化しており、行政単独ではそれらを解決することが困難になりつつあります。

このような中、本市では、行政・市民・市民活動団体などが連携・協力し、それぞれの責任と役割を理解し、補完し合いながら進める「協働によるまちづくり」が重要であると考え、新たに「海津市市民協働推進計画」を策定いたしました。

本計画では、「一人ひとりがまちづくりの主役！ 市民協働で創るかいづの未来」を基本理念に掲げ、3つの基本目標を設定し、7つの施策とそれらを実現するための14項目の取り組みを盛り込んでいます。これらを着実に推進することで、市民が主役となるまちづくりと市民自治の実現を目指してまいります。

計画の推進には、行政だけでなく、市民や市民活動団体など、多様な主体との連携・協力が不可欠となります。皆さまのご参画が、まちづくりの大きな力となりますので、市民活動や地域活動へのより一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました海津市協働のまちづくり委員会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査や市民ワークショップを通じて貴重なご意見をお寄せいただいた市民や関係団体の皆さまに、心より感謝申し上げます。



令和7年3月

海津市長 横川 真澄

# 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 .....          | 1  |
| 1 計画策定の経緯と趣旨 .....       | 2  |
| 2 計画の位置付け .....          | 3  |
| 3 計画の期間 .....            | 3  |
| 4 各主体の定義と役割 .....        | 4  |
| 5 SDGs との関係 .....        | 6  |
| 第2章 海津市の市民協働の現状と課題 ..... | 7  |
| 1 海津市の状況 .....           | 8  |
| 2 各種調査結果 .....           | 11 |
| 第3章 海津市が目指す姿 .....       | 35 |
| 1 基本理念 .....             | 36 |
| 2 基本目標の設定 .....          | 37 |
| 3 体系 .....               | 38 |
| 第4章 市民協働推進のための施策 .....   | 39 |
| 基本目標1 市民協働の意識醸成 .....    | 40 |
| 基本目標2 市民協働活動の推進 .....    | 44 |
| 基本目標3 市民協働活動の環境づくり ..... | 50 |
| 第5章 計画の推進に向けて .....      | 57 |
| 1 計画の周知 .....            | 58 |
| 2 推進体制 .....             | 58 |
| 3 協働事業の管理と評価 .....       | 58 |
| 資料編 .....                | 59 |
| 1 計画の策定経過 .....          | 60 |
| 2 委員名簿 .....             | 61 |
| 3 海津市自治基本条例（理念条例） .....  | 62 |
| 4 指標一覧 .....             | 67 |



# 第 1 章 計画の概要



## 1 計画策定の経緯と趣旨

昨今の少子高齢化による人口減少や社会経済情勢の急速な変化により人々のライフスタイルやニーズの多様化が進み、地域のつながりが希薄になっています。このような地域の複雑な課題に対しては、従来の画一的なサービスだけでは対応が難しくなっています。海津市（以下、「本市」という。）が持続可能なまちであり続けるためには、市民、行政および様々な主体がそれぞれの責務を明らかにし、協働でまちづくりを進めていくことが求められています。

これらを背景として、本市は、令和元（2019）年9月に「海津市自治基本条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。この条例は、市民と行政が連携・協力して、憲法第92条に規定される「地方自治の本旨」に基づく市民自治（市民主体のまちづくり）の実現を目指し、「市民と行政の基本的な関係は、対話によって築かれる信頼をもととした協働関係であること」を協働の原則としています。また、積極的に協働してまちづくりに取り組むことを、市民・市長・職員それぞれの責務としています。

本市の最上位計画である「海津市第2次総合計画後期基本計画」の基本目標5では、「市民と行政との協働によるまちづくりの推進、区・自治会や各種団体の地域活動の支援に努め、地域の課題に対して自ら取り組む意識の醸成、体制の強化を推進」することが示されています。

今後条例における協働の原則や、総合計画の方向性等を踏まえ、市民、行政がお互いを尊重しながらまちづくりを進めていくため、「海津市市民協働推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。



## 2 計画の位置付け

本計画は、条例に基づき、本市の最上位計画である「海津市第2次総合計画後期基本計画」を踏まえ、本市の市民協働の推進のための具体的な取り組み内容を定めたものです。

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や市民協働の進捗状況に応じて、見直しや変更を検討していくものとします。

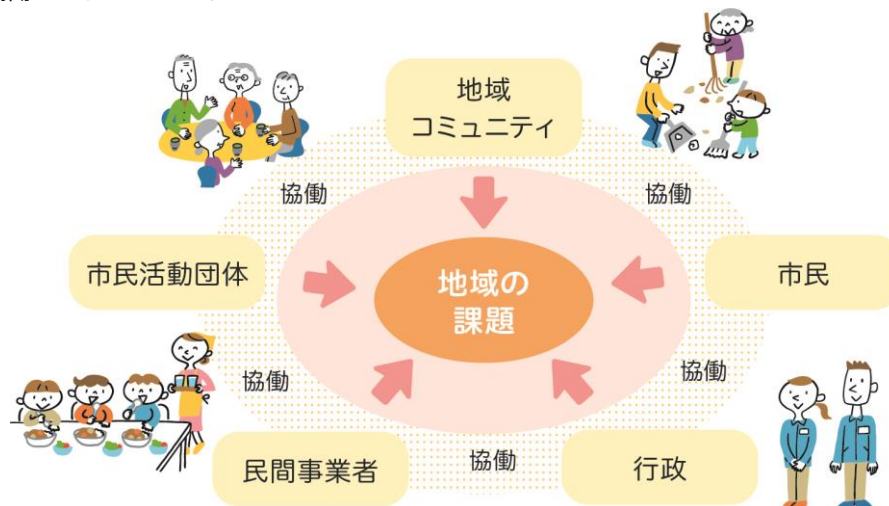
### ■計画期間

| 令和6年度<br>(2024)  | 令和7年度<br>(2025) | 令和8年度<br>(2026) | 令和9年度<br>(2027) | 令和10年度<br>(2028) | 令和11年度<br>(2029) |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 海津市第2次総合計画後期基本計画 |                 |                 |                 |                  |                  |
|                  | 海津市市民協働推進計画     |                 |                 |                  |                  |

### 協働とは

市民、市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者、行政などが、それぞれの持つ特性や資源を活かし、共通の目的に向かって対等な立場で協力し合うことです。協働の基本は、各主体が相互に尊重し、情報を共有しながら、地域活動や課題解決に、協力して取り組むことにあります。市では、多様化・複雑化する地域課題や市民ニーズに対応するため、協働によるまちづくりを推進しています。

### ■協働のまちづくりのイメージ



## 4 各主体の定義と役割

| 主体           | 定義と役割                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民           | <p>市内に在住、在勤または在学する者および市内で活動する法人その他の団体をいいます。(条例第2条第1号)</p> <p>市民は、まちづくりの担い手であることを自覚し、市政に対して関心をもち、自己の発言と行動に責任をもって協働してまちづくりに関わるよう努めます。(条例第5条第1項)</p> <p>まちづくりやその他の権利の行使に当たっては、公共の福祉に反しないものとします。(条例第5条第2項)</p>                                                                                                                                                                                            |
| 市民活動団体       | <p>自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動を行う団体（NPO<sup>1</sup>法人、ボランティア団体など）をいいます。</p> <p>市民活動団体は、自主性をもって活動を推進し、活動情報を発信するよう努めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 地域<br>コミュニティ | <p>自治会等、地縁によってつながりを持ち、自らの地域に関わりながら活動を行う人々の集まりをいいます。(条例第2条第4号)</p> <p>自らの地域の課題解決や共通の目的達成に向けて行動するよう努めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 市            | <p>市の執行機関をいいます。(条例第2条第5号)</p> <p>市の執行機関とは、市長部局、教育委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、農業委員会、消防本部および公営企業をいいます。(条例第2条第6号)</p> <p>市長は、市民の信託に応え、市政の代表者として公正で効率的な行政運営を行います。また、まちづくりに関する情報を市民に提供し、市民と共有するように努めるとともに、市民の主体的なまちづくりを促し、協働してまちづくりを積極的に進めます。(条例第6条)</p> <p>職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令等を遵守し、公正、かつ、効率的に職務を遂行します。また、職務の遂行に必要な知識、技能等の能力の向上に努めるとともに、自らも地域の一員であることを自覚し、積極的に市民と協働してまちづくりに取り組みます。(条例第7条)</p> |
| 民間事業者        | <p>株式会社、有限会社、個人事業者（自営業者）など、営利的な活動を主な目的とする法人または個人をいいます。</p> <p>民間事業者は、地域の一員として市民協働への理解を深め、まちづくりの推進に協力するよう努めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

<sup>1</sup> NPO

Non-Profit Organization（民間非営利団体）の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。



## どうして協働が必要なの？



### 多様化・複雑化する地域課題

社会の成熟化に伴う市民の価値観やライフスタイルの多様化、心の豊かさや生きがいへの志向の強まりとともに、暮らしに密着した多岐にわたる市民ニーズや課題へのきめ細やかな対応が求められています。そのため、行政による公平で画一的なサービスでは、きめ細やかな支援が難しくなってきています。

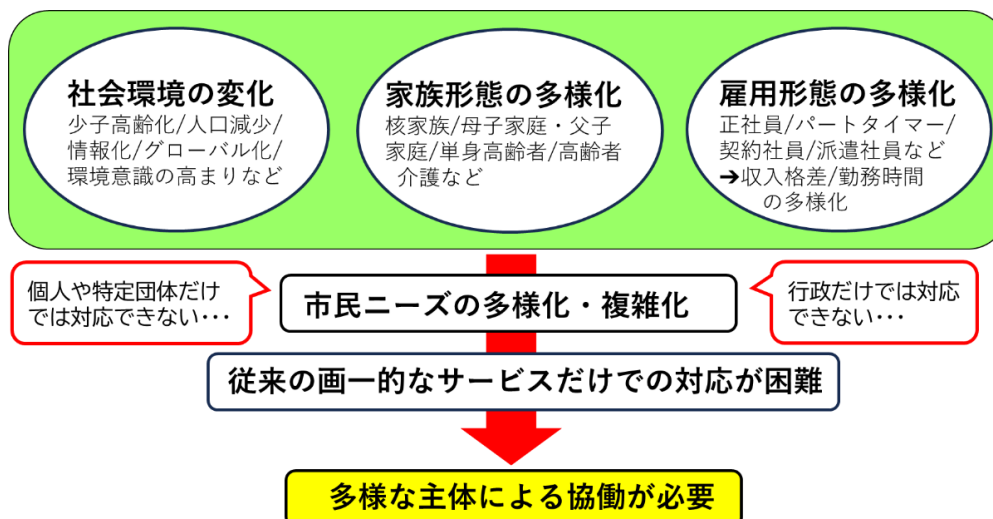
### 人口減少と少子高齢化

本市の人口は、国勢調査の結果によると、平成7（1995）年の41,694人をピークに減少に転じており、令和2（2020）年で32,735人となっています。年齢3区分別の人口割合をみると、0～14歳までの年少人口割合は減少しているのに対して、65歳以上の老年人口割合は増加しており、少子高齢化が進んでいます。そして、この結果から、令和4（2022）年4月、平田町地域が「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」による一部過疎の指定を受けました。

また、㈱日本総合研究所の推計によると、令和27（2045）年に現行水準の行政サービスを維持するためには、全国で地方公務員は84万人必要とされていますが、人口減少の影響により、約65万人しか確保できず、充足率は78%まで低下するとされています。自治体の規模別にみると、政令指定都市のような大都市は83%、一般の市は75%、町村は64%と推計され、小規模自治体ほど人手不足は深刻な状況です。

そのため、地域コミュニティにおける活動の担い手不足が進むことで活力が低下し、職員不足により行政サービスの維持が困難になることが懸念されています。

このような状況において、地域社会における課題解決には、行政だけでなく、市民、市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者など、様々な主体が相互に補完し合い、協力していくことが不可欠です。それぞれが果たすべき責任と役割を理解し、様々な主体が連携・協力することで、単独では解決できない地域課題の解決に取り組む協働によるまちづくりが必要となっています。



## 5 SDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成 27（2015）年の国連サミットにおいて採択された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

市民協働を進める上でもSDGsの視点を踏まえて取組みを進めていくことが重要です。SDGsの17の目標すべてが関連しますが、本計画においては、「目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう」が特に関係が深い項目です。持続可能な社会の実現に向け、市民活動団体をはじめ多様な主体とのパートナーシップを推進していくことで1から16の目標の達成にもつながります。





## 第 2 章

# 海津市の市民協働の 現状と課題

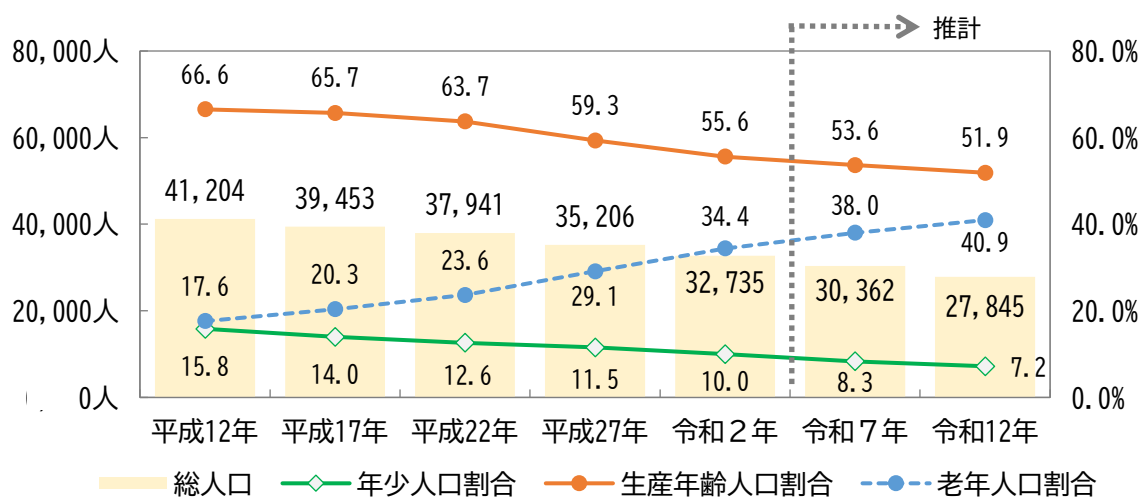


## 1 海津市の状況

### (1) 年齢3区分人口割合の推移と推計

総人口は減少傾向にあり、令和2（2020）年時点で 32,735 人となっています。今後も人口減少が進み、令和12（2030）年には 27,845 人まで減少することが予測されています。年少人口割合（15 歳未満）、生産年齢人口割合（15 歳～64 歳）が低下する一方、老年人口割合（65 歳以上）は上昇し、少子高齢化が進行することが想定されます。

■年齢3区分人口割合の推移と推計



※平成27(2015)年までの総人口には「年齢不詳」が含まれるため、各年齢区分別の合計と一致しない場合があります。

資料：平成12(2000)年～令和2(2020)年：総務省「国勢調査」

令和7(2025)年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」

### (2) 市民活動 登録団体数

現在市民活動団体登録を順次行っており、令和5（2023）年で7団体、令和7（2025）年3月現在で15団体となっています。

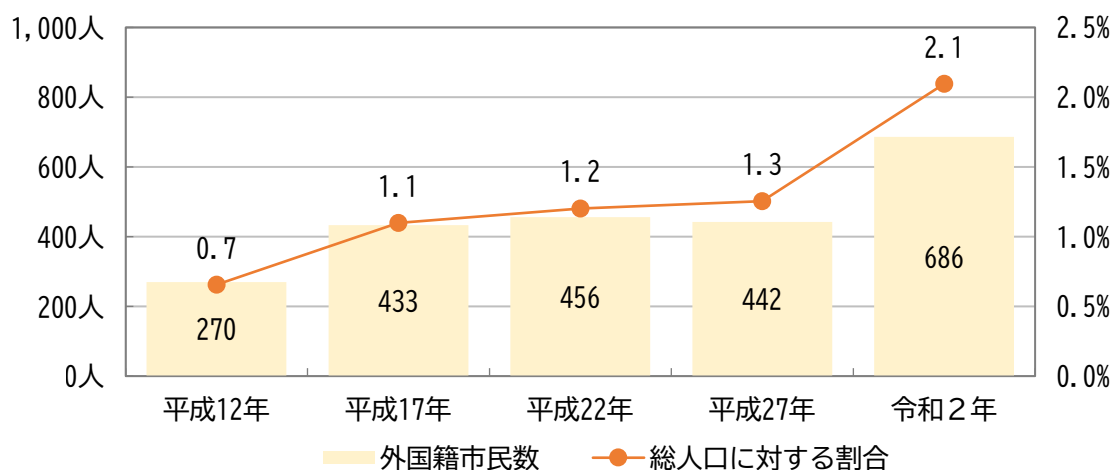
今後も継続して登録団体の増加に努めていきます。

### (3) 外国籍市民の人口の推移

外国籍市民の人口をみると、増加傾向にあり平成 27（2015）年から、令和 2（2020）年にかけて急増し、令和 2（2020）年時点で 686 人となっています。

総人口に対する割合は年々高くなっています。

■外国籍市民の人口の推移



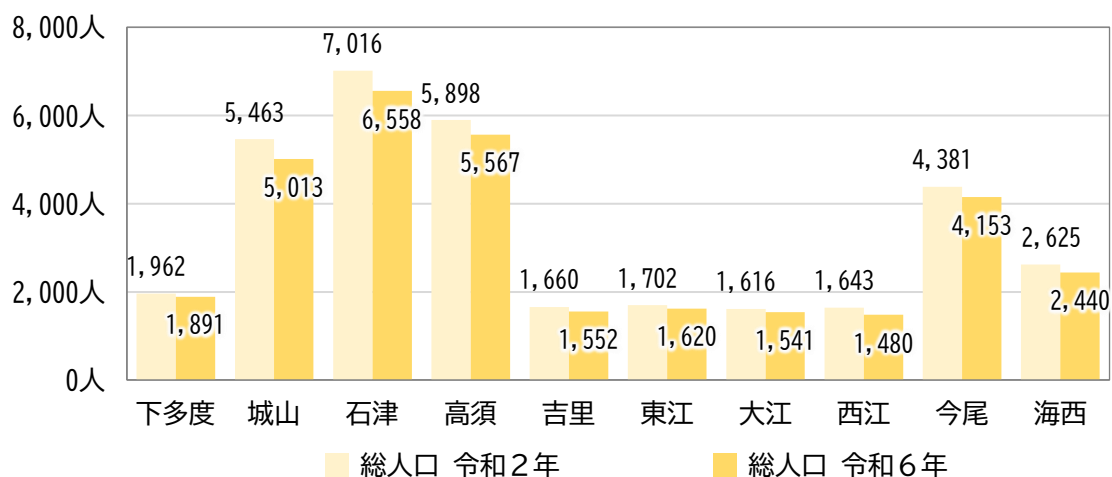
※平成 12(2000)年は海津町・平田町・南濃町の各外国人の人口を合計した数値です。

資料：総務省「国勢調査」

### (4) 地区別人口の推移

地区別人口の推移をみると、令和 2（2020）年から令和 6（2024）年にかけて、いずれの地区も人口が減少傾向にあります。特に城山、石津、高須では、300 人以上の人口減少となっています。

■地区別人口の推移

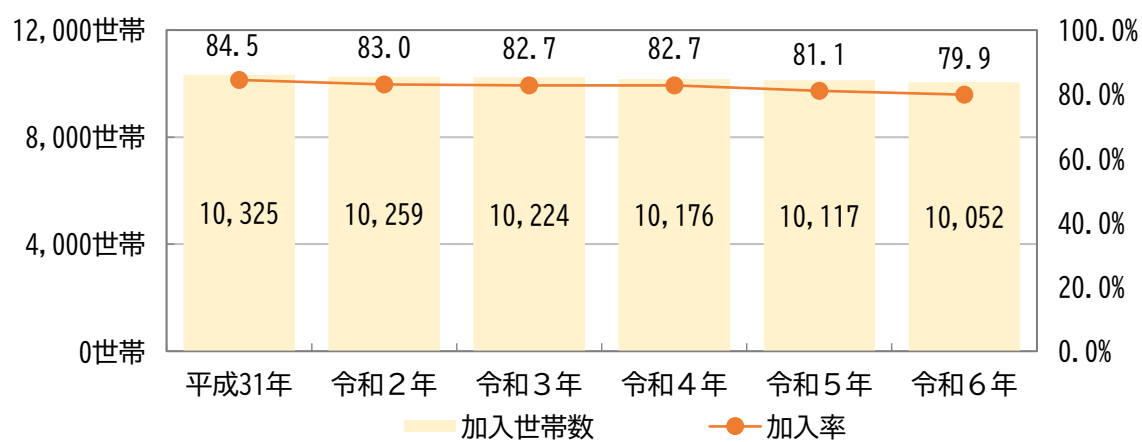


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

## （５）自治会加入率の推移

自治会加入率の推移をみると、平成 31（2019）年から令和 6（2024）年にかけて、減少傾向にあり、令和 6（2024）年で 79.9%と 8 割を下回っています。

■自治会加入率の推移



## 2 各種調査結果

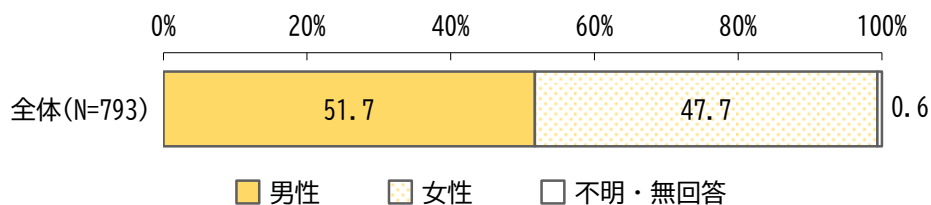
### (1) 市民アンケート

市民の市民協働に関する考えや実態などを把握し、本計画策定の基礎資料とするため、海津市内在住の市民を対象にアンケート調査を実施しました。

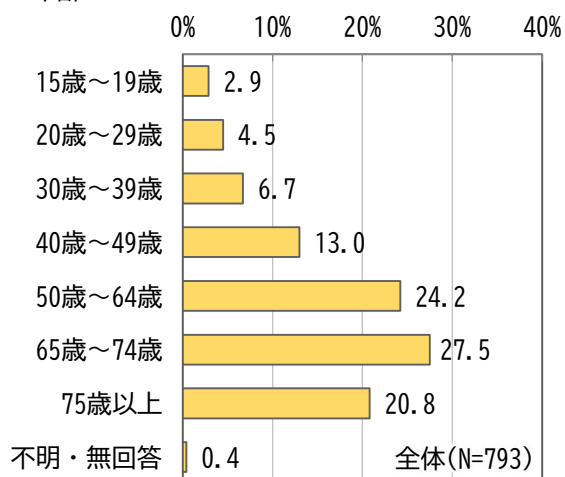
| 区分       | 内容                           |
|----------|------------------------------|
| 調査対象     | 海津市内在住の15歳以上の市民              |
| 調査方法     | 郵送配布・郵送回収、WEBによる回答           |
| 調査基準日    | 令和5（2023）年10月1日（日）           |
| 調査期間     | 令和5（2023）年11月6日（月）～11月21日（火） |
| 配布数（A）   | 2,000件                       |
| 回収件数（B）  | 793件（紙面回答608件、WEB回答185件）     |
| 回収率（B/A） | 39.7%                        |

#### 【回答者属性】

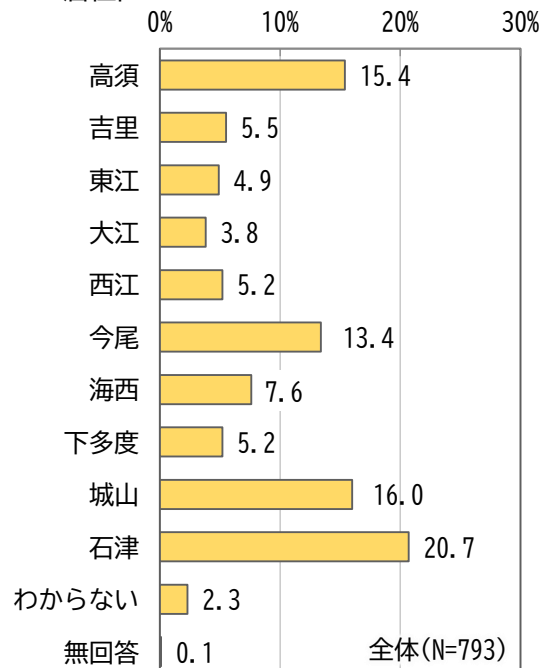
##### ■性別



##### ■年齢



##### ■居住区



## 【調査結果（抜粋）】

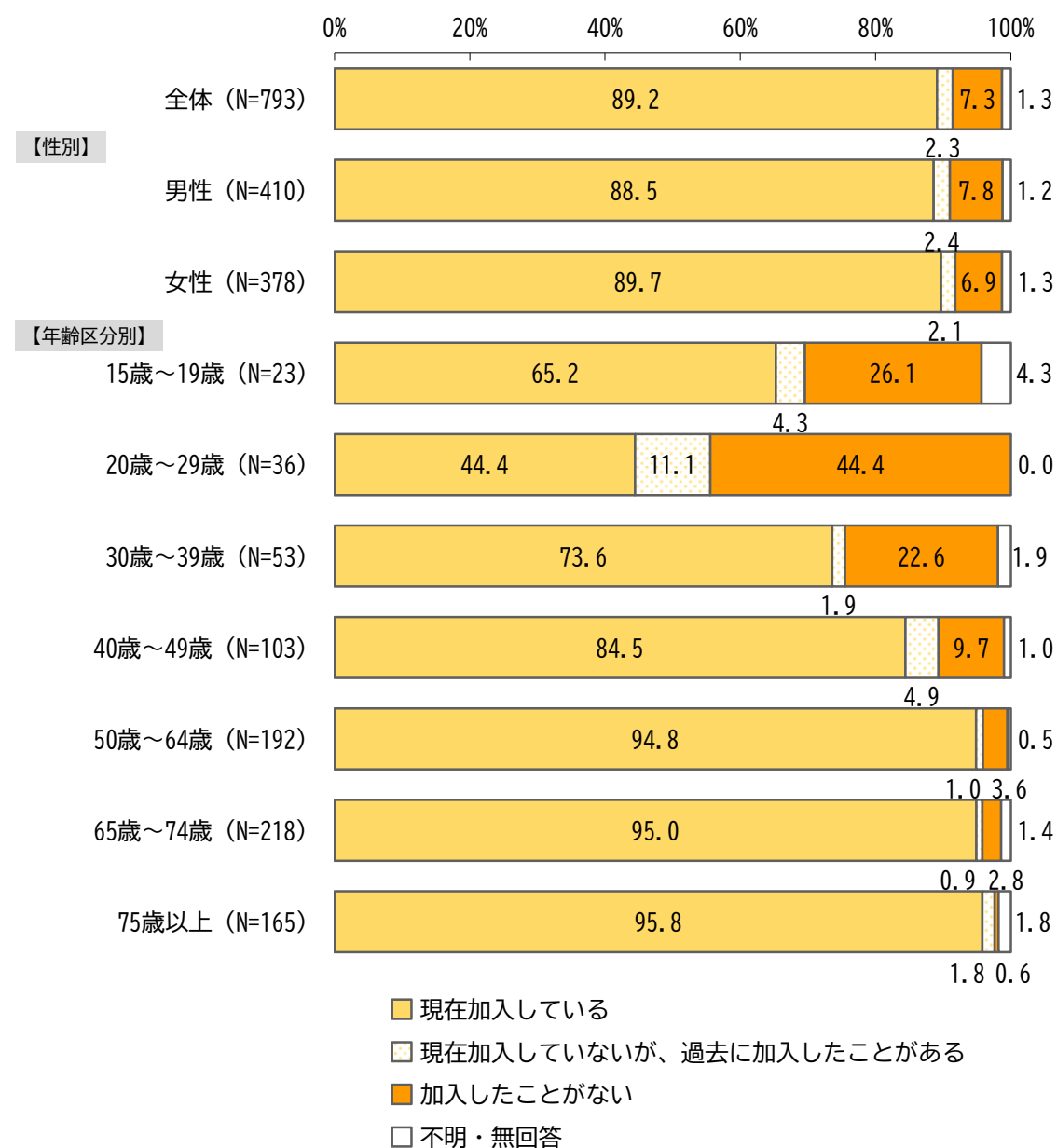
### ①区・自治会について

区・自治会の加入状況は、全体では「現在加入している」が89.2%、「加入したことがない」が7.3%となっています。

性別では、「現在加入している」が「男性」で88.5%「女性」で89.7%となっています。

年齢区分別では、「20歳～29歳」で「加入したことがない」が44.4%と他の年齢と比べて高くなっており、若い世代への自治会加入促進が求められます。

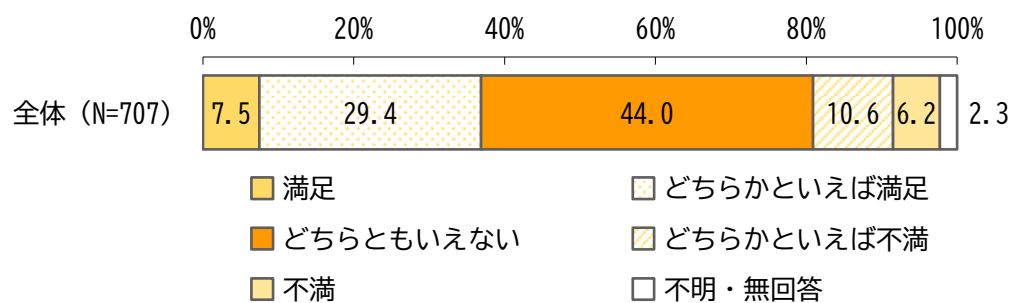
#### ■区・自治会の加入状況（単数回答）





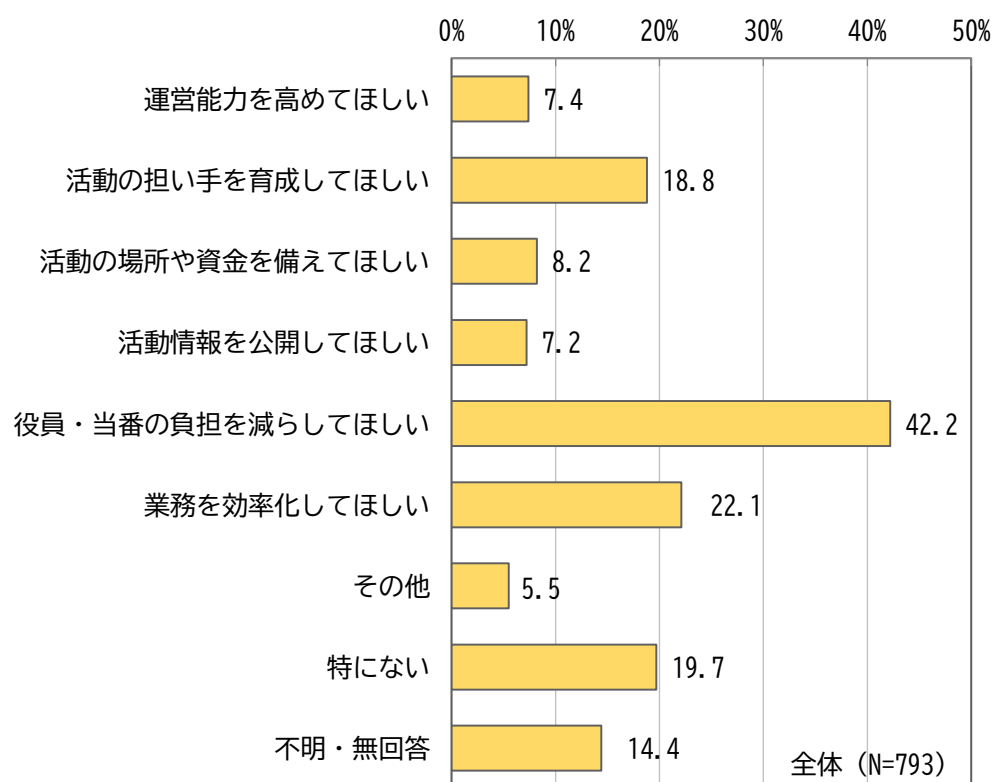
区・自治会活動の満足度は、全体では『満足』（「満足」と「どちらかといえば満足」の合算）が 36.9%「どちらともいえない」が 44.0%、『不満』（「どちらかといえば不満」と「不満」の合算）が 16.8%となっています。

■区・自治会の満足度（単数回答）



区・自治会に求める改善点・要望などは、全体では「役員・当番の負担を減らしてほしい」が 42.2%と最も高く、次いで「業務を効率化して欲しい」が 22.1%となっており、役員等の負担軽減が求められています。

■区・自治会に求めていること（改善点・要望など）（複数回答）



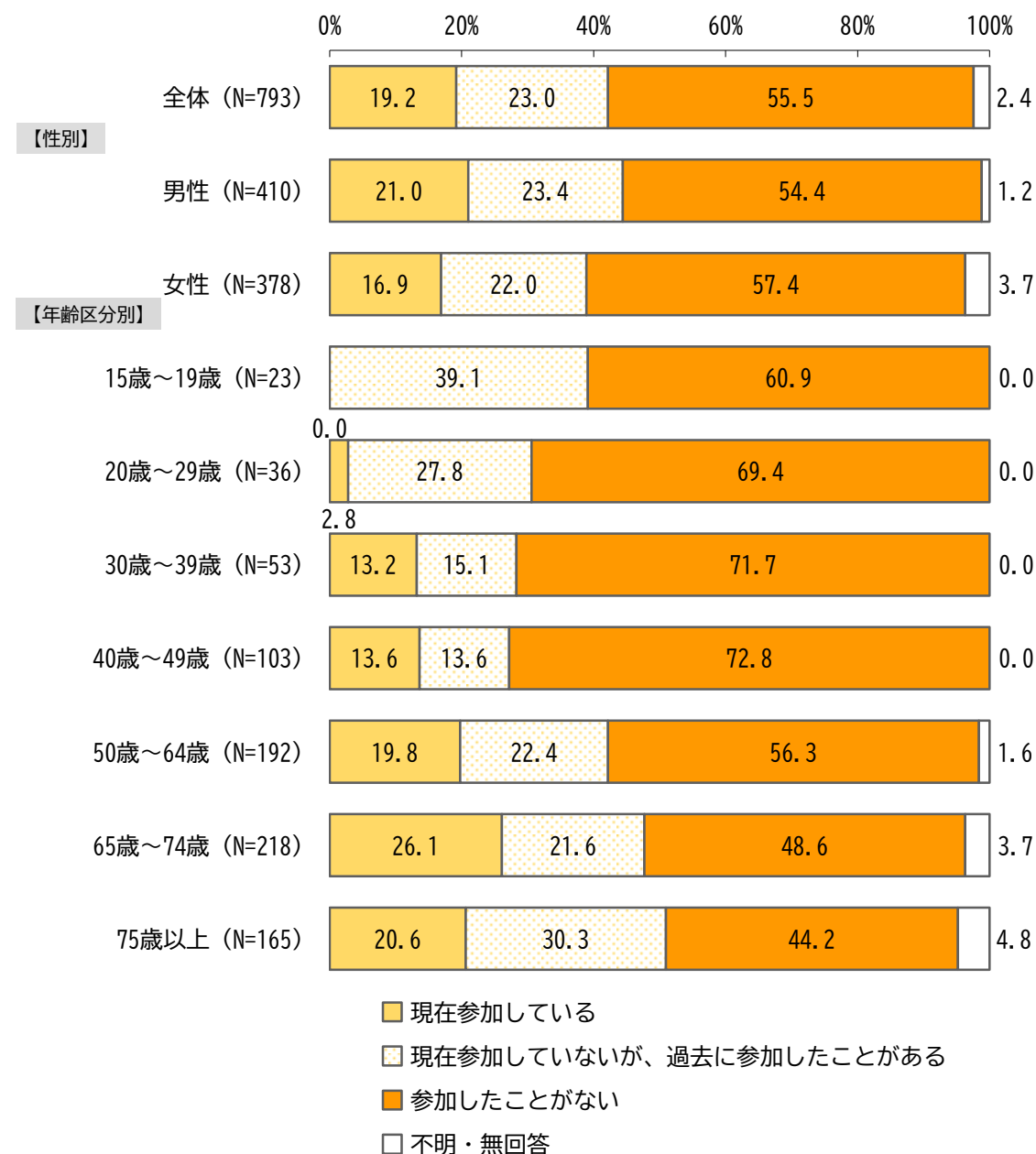
## ②区・自治会以外の地域のボランティア活動・市民活動について

区・自治会以外の地域のボランティア活動・市民活動の参加状況は、全体では「現在参加している」が19.2%、「現在参加していないが、過去に参加したことがある」が23.0%、「参加したことがない」が55.5%となっています。

性別では、「男性」で「現在参加している」が21.0%と「女性」を4.1ポイント上回っています。

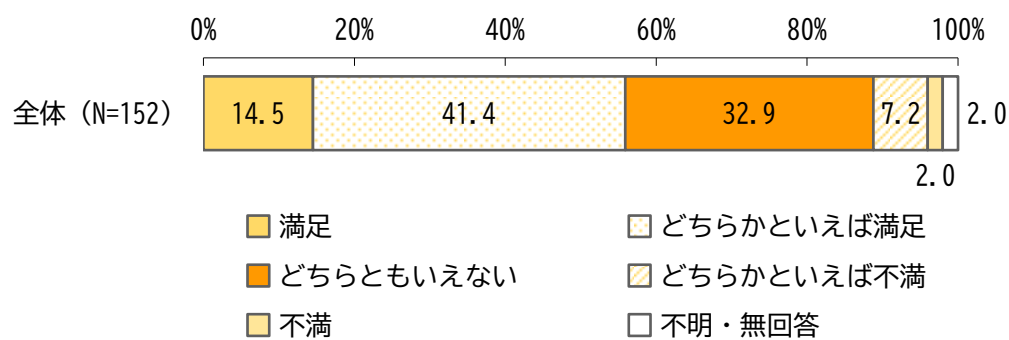
年齢区分別では、20歳～49歳で「参加したことがない」がそれぞれ7割前後となっています。

### ■区・自治会以外の地域のボランティア活動・市民活動の参加状況（単数回答）



ボランティア活動・市民活動の満足度は、『満足』が 55.9%、「どちらともいえない」が 32.9%、『不満』が 9.2%となっています。

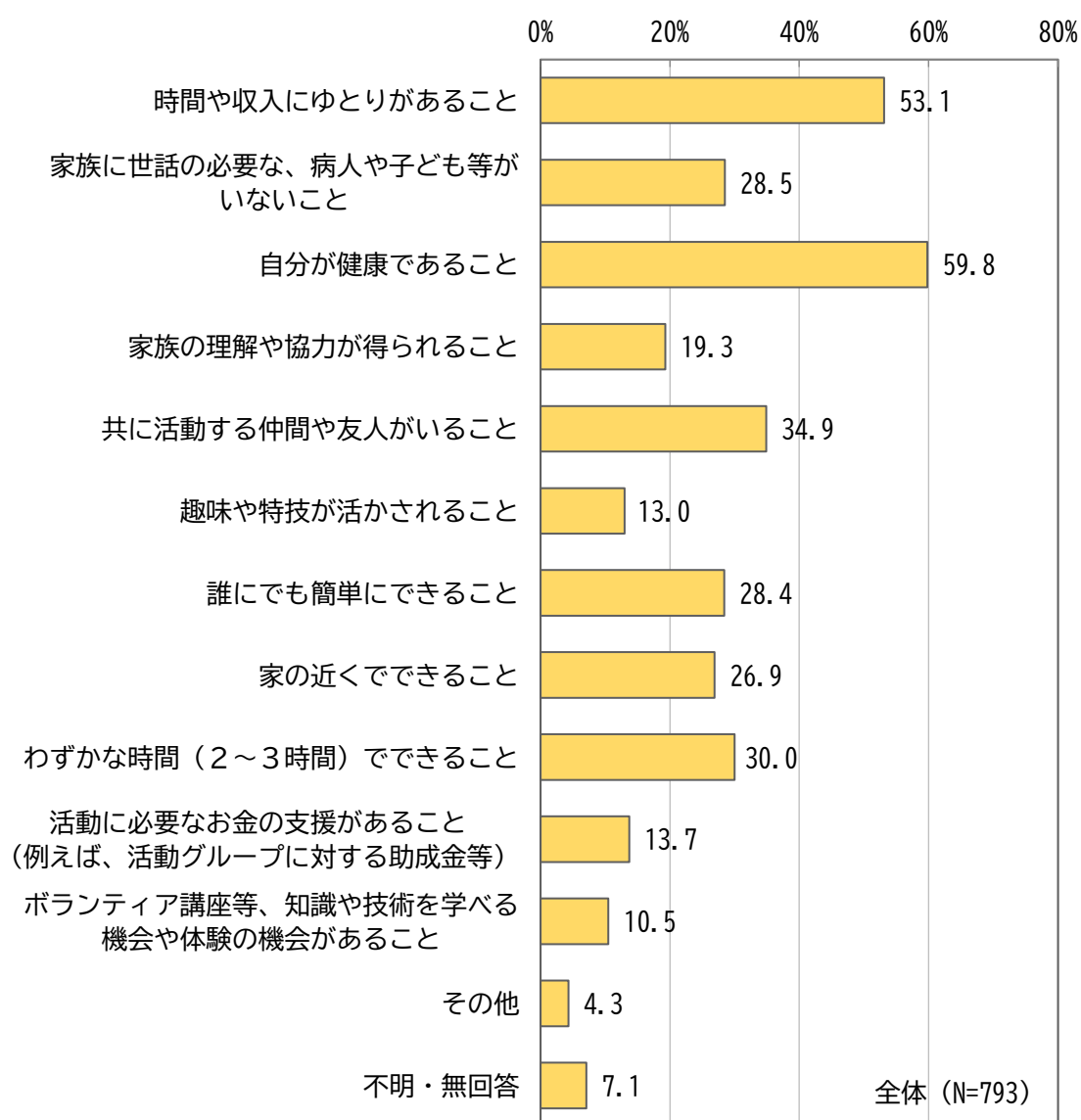
■ボランティア活動・市民活動の満足度（単数回答）



ボランティア活動・市民活動に参加しやすくなる条件は、全体では「自分が健康であること」が 59.8%と最も高く、次いで「時間や収入にゆとりがあること」が 53.1%となっています。

それぞれの状況に応じた活動ができるようにするなど、ボランティア活動・市民活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

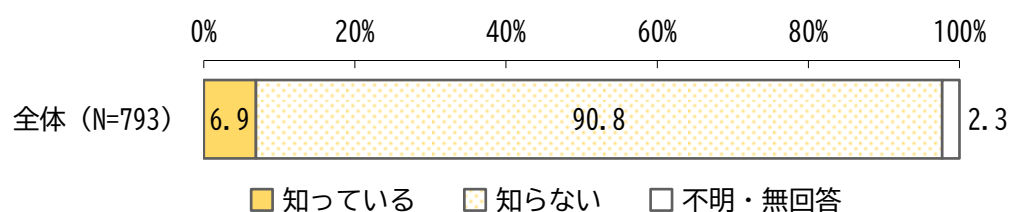
■ボランティア活動・市民活動に参加しやすくなる条件（複数回答）



### ③「海津市自治基本条例」と市民協働の認知度について

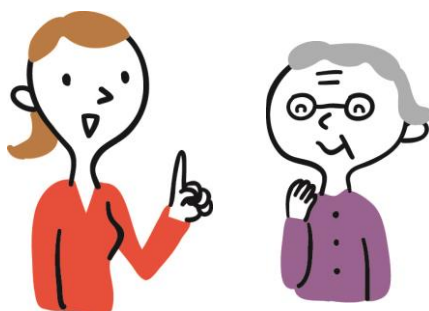
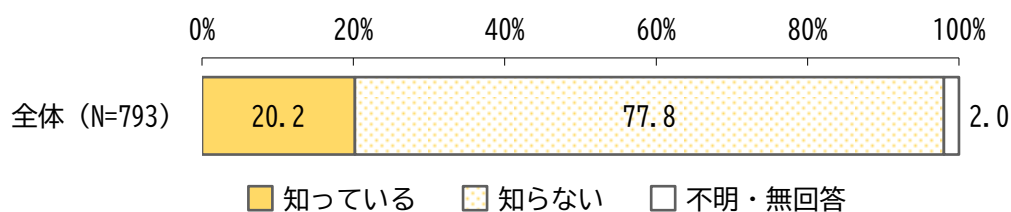
「海津市自治基本条例」の認知度は、全体では「知っている」が6.9%、「知らない」が90.8%となっています。

#### ■「海津市自治基本条例」の認知度（単数回答）



市民協働という言葉の認知度は、全体では「知っている」が20.2%、「知らない」が77.8%となっています。

#### ■市民協働という言葉の認知度（単数回答）



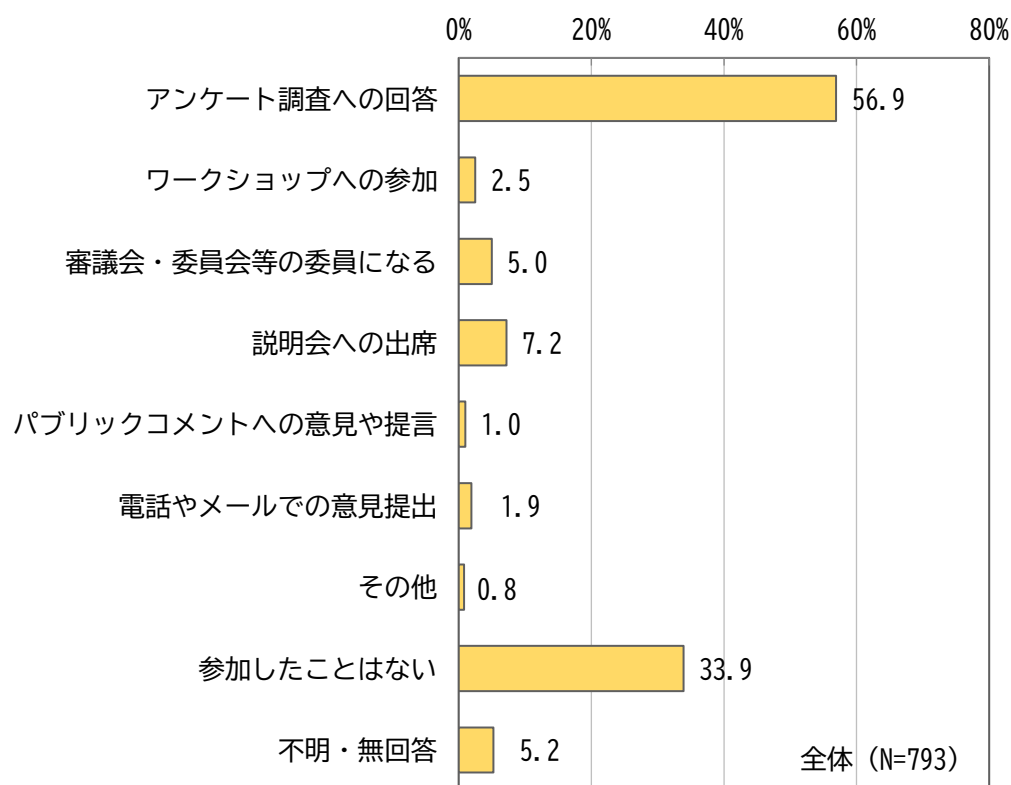
#### ④海津市政について

経験したことがある海津市政への参加方法は、全体では「アンケート調査への回答」が56.9%と最も高く、次いで「参加したことはない」が33.9%となっています。

性別では、「男性」で「説明会への出席」が10.5%と「女性」を7.1ポイント上回っています。

年齢区分別では、「75歳以上」で「審議会・委員会等の委員になる」が11.5%と他の年齢と比べて高くなっています。

■経験したことがある海津市政への参加方法（複数回答）



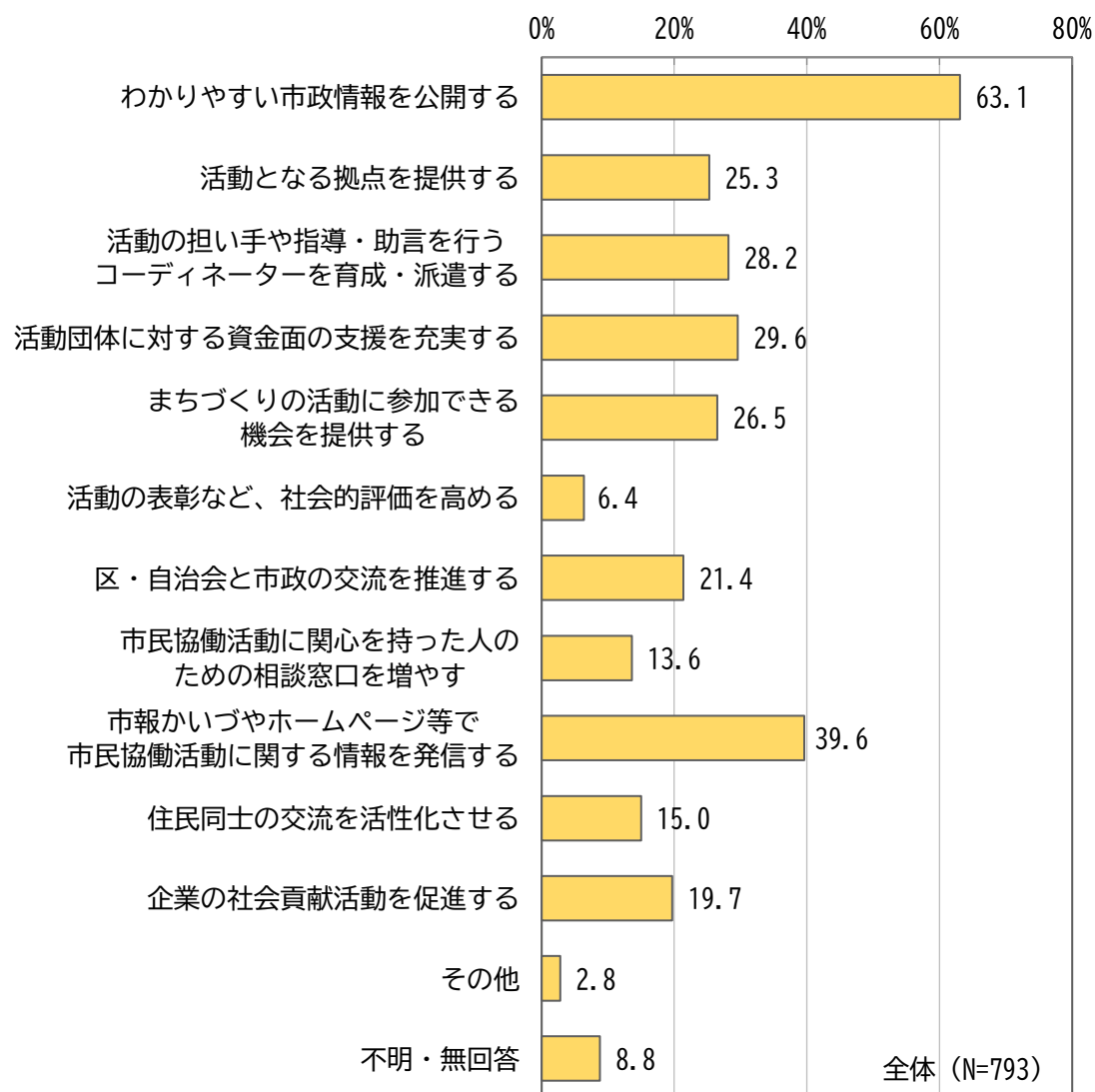
(単位：％)

| 区分              | アンケート調査への回答 | ワークショップへの参加 | 審議会・委員会等の委員になる | 説明会への出席 | パブリックコメントへの意見や提言 | 電話やメールでの意見提出 | その他 | 参加したことは無い | 不明・無回答 |
|-----------------|-------------|-------------|----------------|---------|------------------|--------------|-----|-----------|--------|
| 性別              |             |             |                |         |                  |              |     |           |        |
| 男性 (N=410)      | 54.6        | 3.7         | 7.8            | 10.5    | 1.7              | 2.4          | 1.2 | 35.1      | 4.6    |
| 女性 (N=378)      | 59.3        | 1.3         | 1.9            | 3.4     | 0.3              | 1.3          | 0.3 | 32.8      | 5.6    |
| 年齢区分別           |             |             |                |         |                  |              |     |           |        |
| 15歳～19歳 (N=23)  | 21.7        | 0.0         | 0.0            | 0.0     | 0.0              | 0.0          | 4.3 | 69.6      | 4.3    |
| 20歳～29歳 (N=36)  | 47.2        | 5.6         | 2.8            | 2.8     | 0.0              | 0.0          | 2.8 | 47.2      | 5.6    |
| 30歳～39歳 (N=53)  | 60.4        | 0.0         | 0.0            | 0.0     | 1.9              | 0.0          | 0.0 | 39.6      | 0.0    |
| 40歳～49歳 (N=103) | 58.3        | 4.9         | 1.9            | 4.9     | 1.9              | 5.8          | 0.0 | 37.9      | 1.9    |
| 50歳～64歳 (N=192) | 63.0        | 1.6         | 2.1            | 5.7     | 0.0              | 0.5          | 0.0 | 31.3      | 3.1    |
| 65歳～74歳 (N=218) | 58.7        | 2.3         | 6.0            | 9.6     | 1.8              | 2.8          | 1.4 | 29.8      | 6.0    |
| 75歳以上 (N=165)   | 52.1        | 2.4         | 11.5           | 10.9    | 0.6              | 0.6          | 0.0 | 30.3      | 10.3   |



海津市が「協働のまちづくり」を推進するために有効だと思う取組みは、全体では「わかりやすい市政情報を公開する」が 63.1%と最も高く、次いで「市報かいづやホームページ等で市民協働活動に関する情報を発信する」が 39.6%となっています。

■海津市が「協働のまちづくり」を推進するために有効だと思う取組み（複数回答）





## （２）団体アンケート、ヒアリング

本市で活動している団体の市民協働に関する考えや実態などを把握し、本計画の基礎資料とするため、本市で活動している市民活動団体を対象にアンケート調査を実施しました。

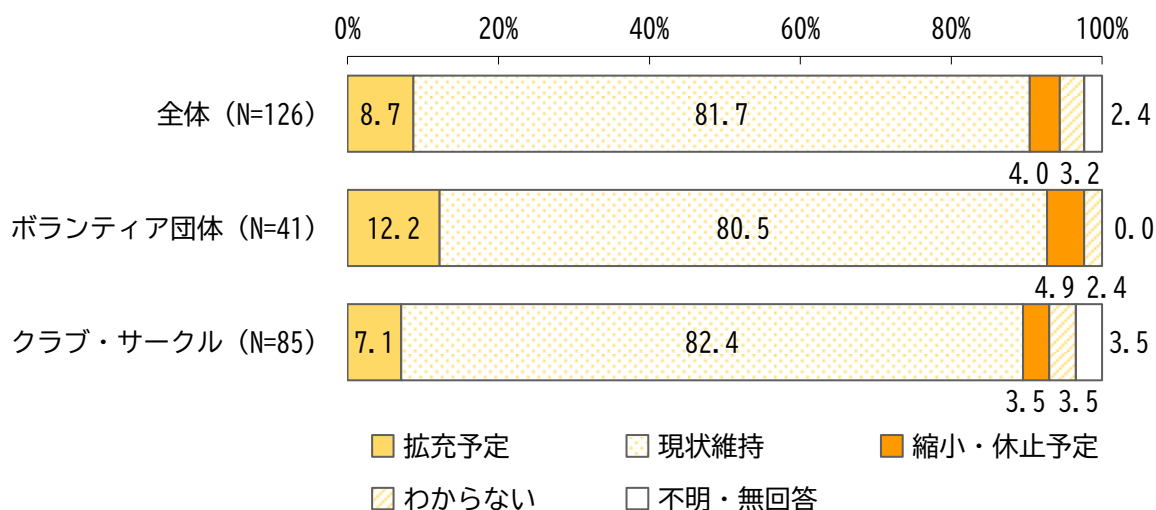
| 区分       | 内容                                      |
|----------|-----------------------------------------|
| 調査対象     | 海津市で活動している市民活動団体                        |
| 調査方法     | 郵送配布・郵送回収                               |
| 調査期間     | 令和6（2024）年1月12日（金）～1月29日（月）             |
| 配布数（A）   | 184 団体                                  |
| 回収件数（B）  | 126 団体<br>（ボランティア団体：41 件、クラブ・サークル：85 件） |
| 回収率（B／A） | 68.5%                                   |

### 【調査結果（一部抜粋）】

#### ①今後の活動予定について

今後の活動予定は、全体で「現状維持」が最も高くなっています。団体別でみると、ボランティア団体で「拡充予定」が、クラブ・サークルより 5.1 ポイント高くなっています。

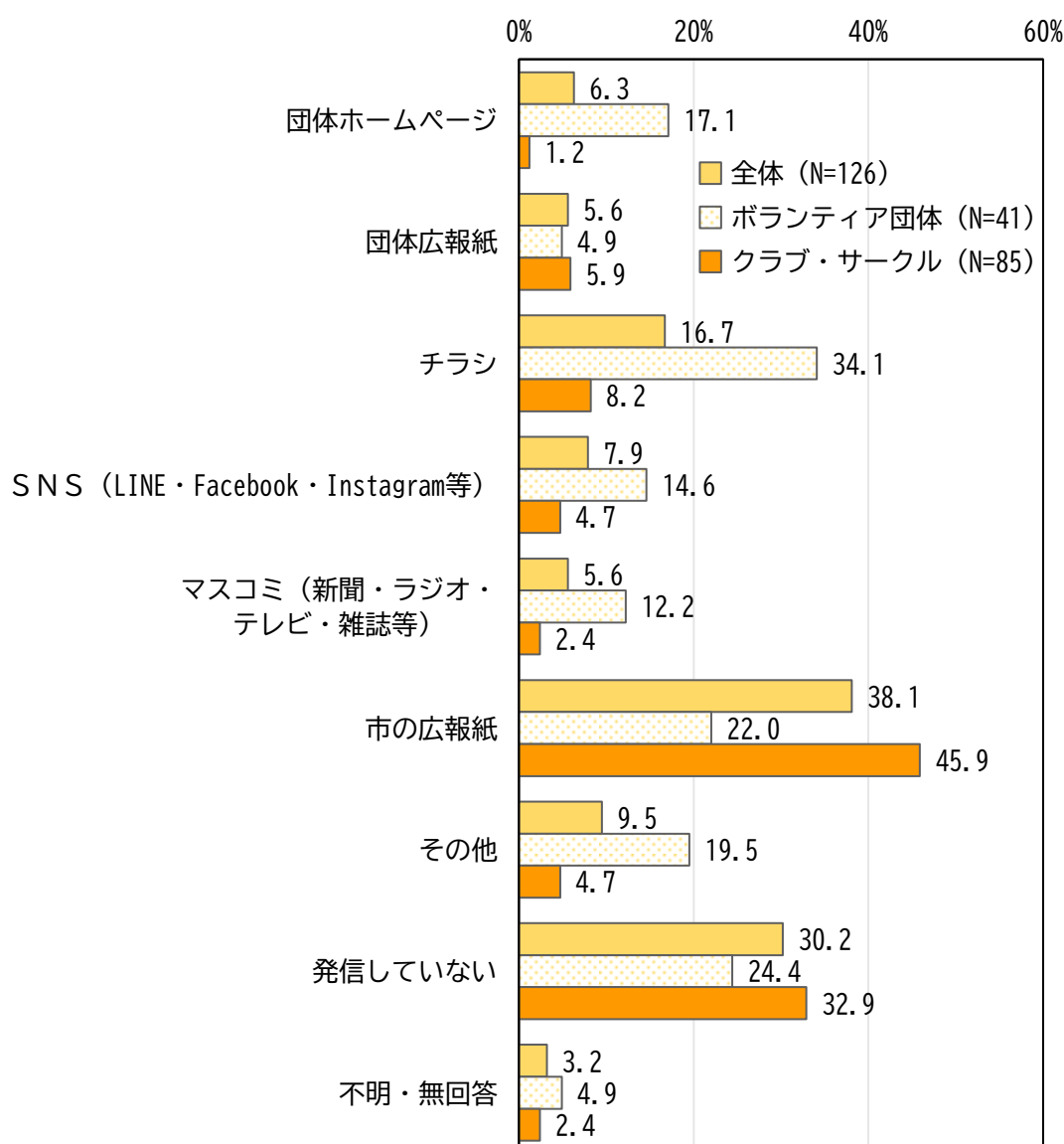
#### ■今後の活動予定（単数回答）



## ②団体の活動情報を発信する広報媒体について

団体の活動情報を発信する広報媒体は、全体で「市の広報紙」が 38.1%となっています。団体別でみると、ボランティア団体で「チラシ」が 34.1%、クラブ・サークルで「市の広報紙」が 45.9%とそれぞれ最も高くなっています。ホームページやSNS等のデジタルツールに比べて、市の広報紙やチラシ等の紙媒体による情報発信の割合が高い傾向がみられます。また、情報を発信していない団体も2～3割みられます。

■団体の活動情報を発信する広報媒体（複数回答）

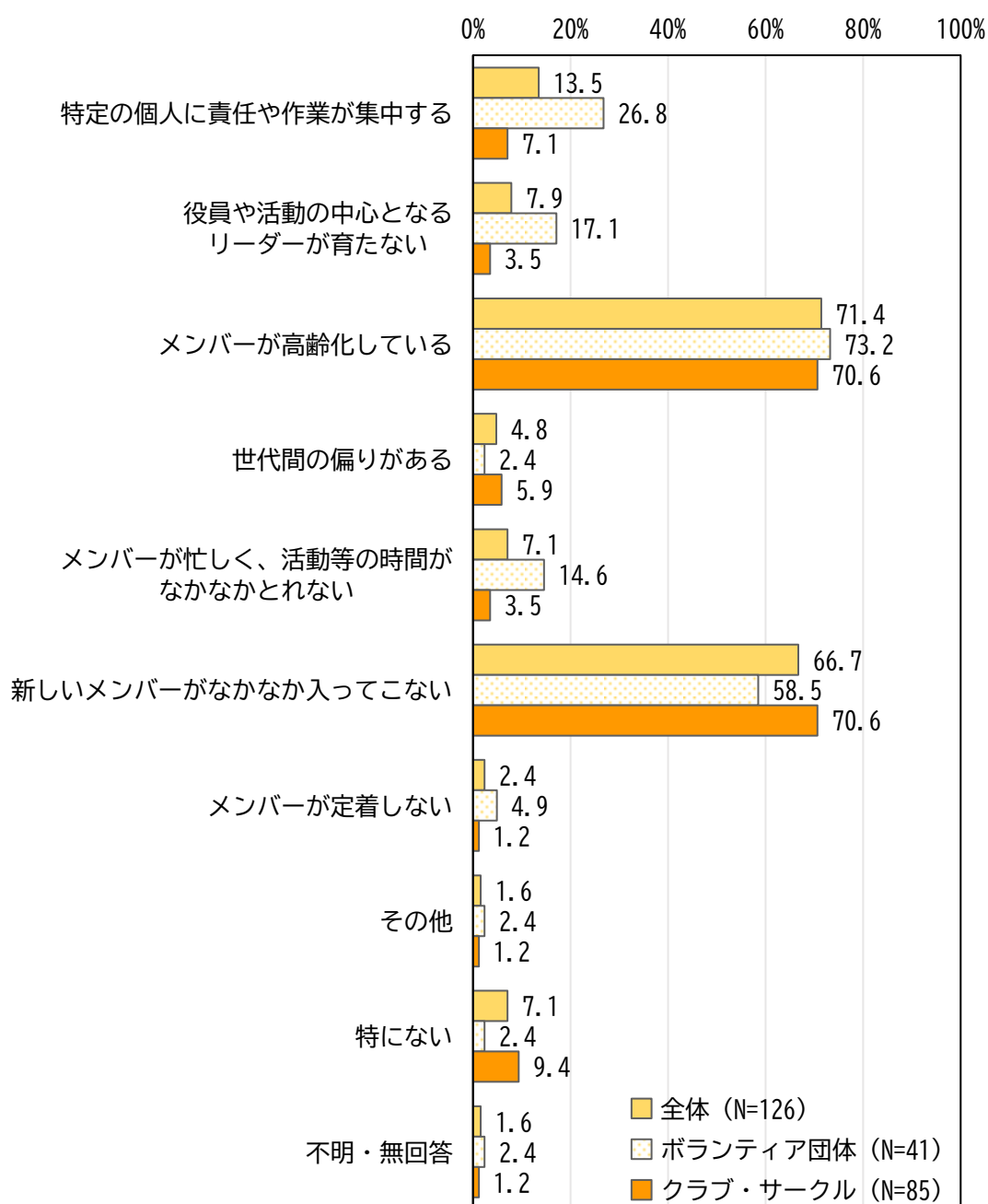


### ③人材面の課題

人材面の課題は、全体で「メンバーが高齢化している」が最も高くなっています。団体別でみると、クラブ・サークルで「新しいメンバーがなかなか入ってこない」も最も高くなっています。ボランティア団体において「特定の個人に責任や作業が集中する」「役員や活動の中心となるリーダーが育たない」が、クラブ・サークルより高い傾向がみられます。

新しいメンバーの募集活動および入会を支援する取組みが重要となります。

#### ■人材面の課題（複数回答）

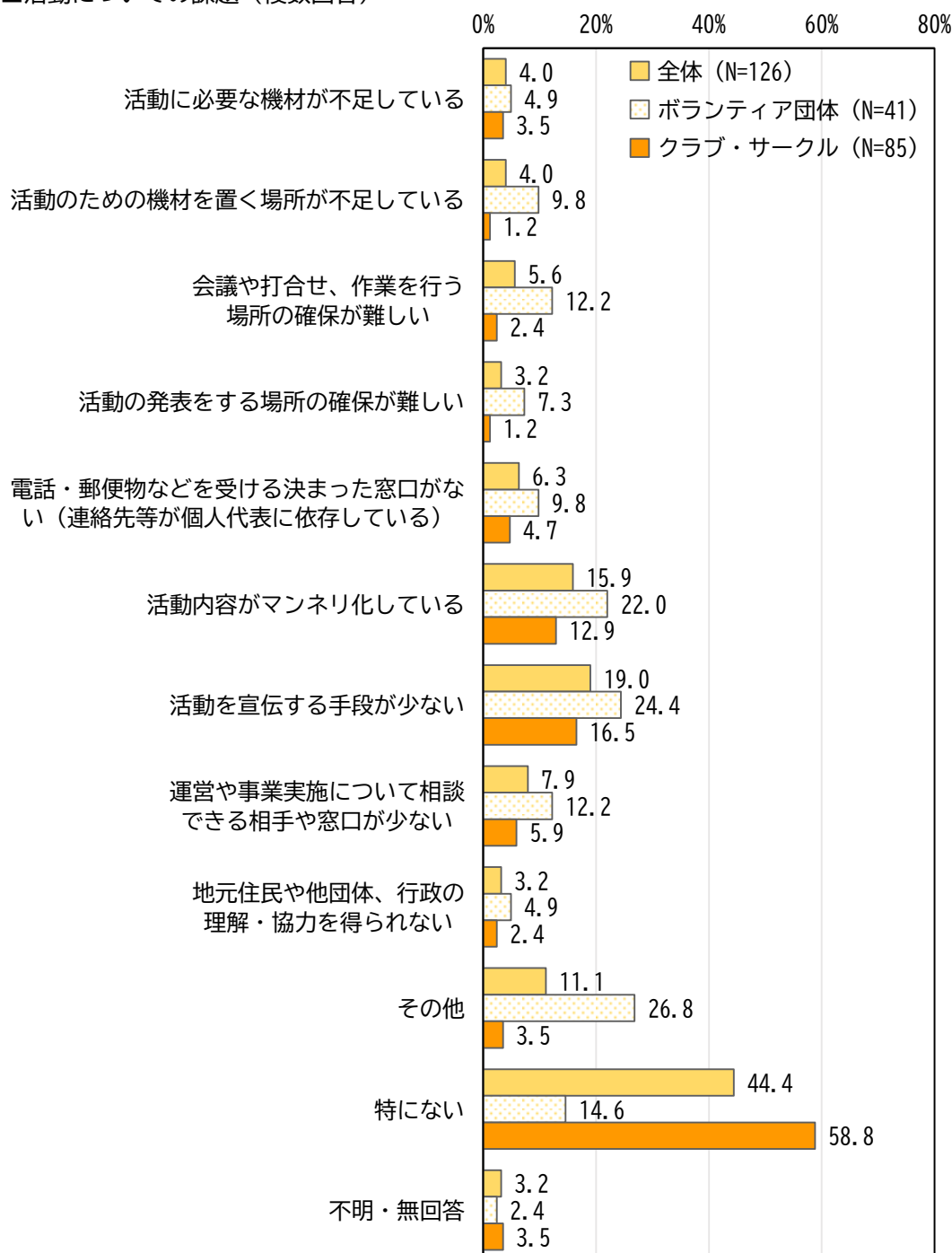


#### ④活動についての課題

活動についての課題は、全体で「特にない」が44.4%となっています。

団体別でみると、ボランティア団体で「その他」が26.8%、クラブ・サークルで「特にない」が58.8%とそれぞれ最も高くなっています。ボランティア団体の「その他」の内容についてみると、「活動する時間がない」「伝統文化の継続意識が希薄になっている」「指導者の確保」等、課題は多岐に渡ります。

#### ■活動についての課題（複数回答）

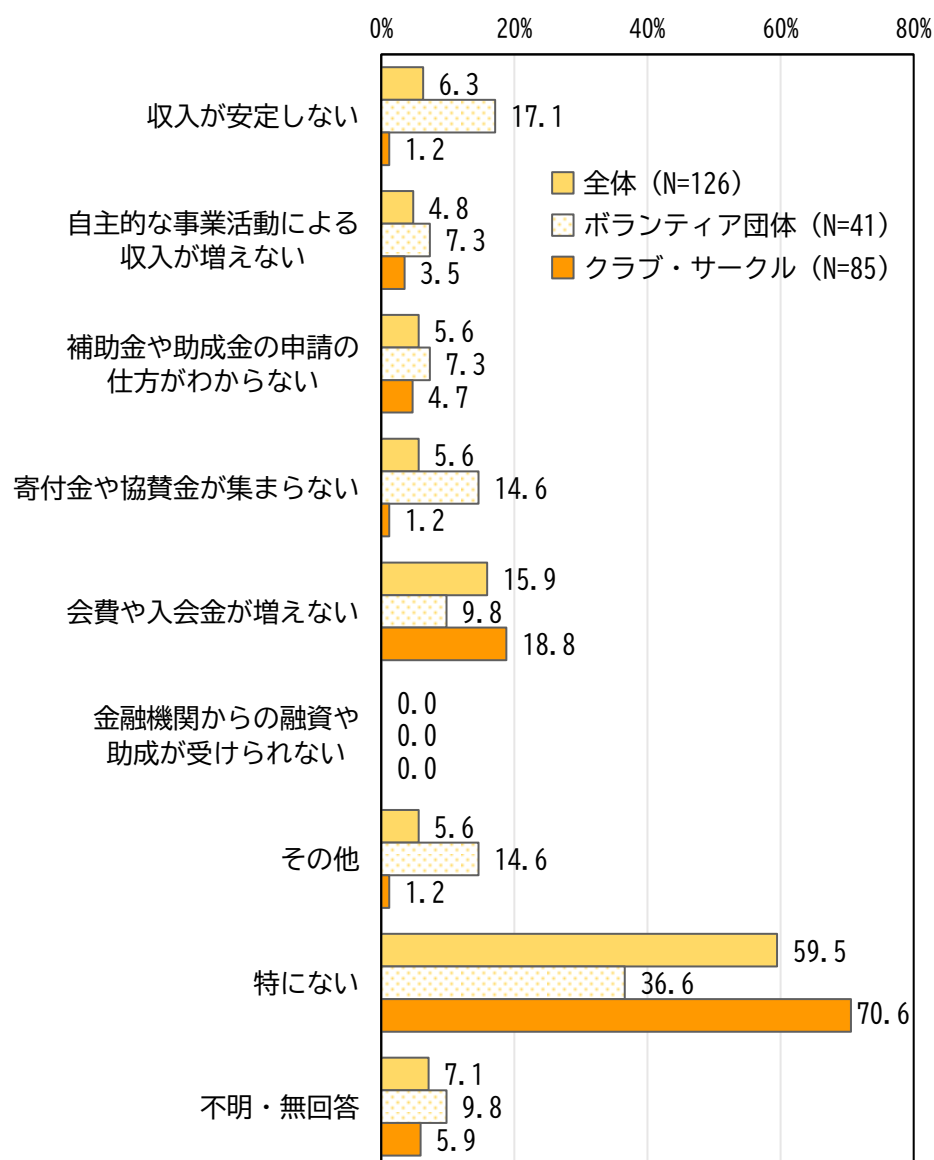


## ⑤資金についての課題

資金についての課題は、全体で「特にない」が最も高くなっています。団体別で見ると、ボランティア団体で「収入が安定しない」「寄付金や協賛金が集まらない」等、クラブ・サークルと比較して資金についての課題を抱えている傾向がみられます。

資金の課題を抱えている団体に対し、新しいメンバーの入会に伴う会費や入会金の増加だけでなく、新たな支援等による活動資金の安定化も重要です。

### ■資金についての課題（複数回答）

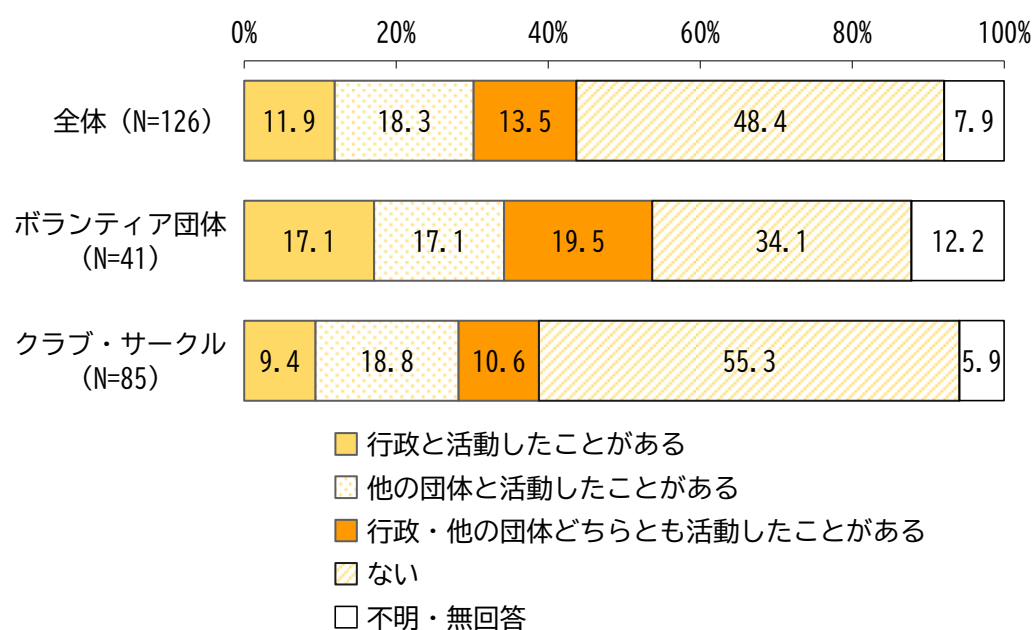


## ⑥行政もしくは他の団体と協働による活動経験

行政もしくは他の団体と協働による活動経験は、全体で「ない」が最も高くなっています。団体別でみると、ボランティア団体で行政もしくは他の団体と活動した経験の割合が、クラブ・サークルより高い傾向がみられます。

協働の活動に取り組める環境整備や協働への意識を高めることが重要です。

### ■行政もしくは他の団体と協働による活動経験（単数回答）

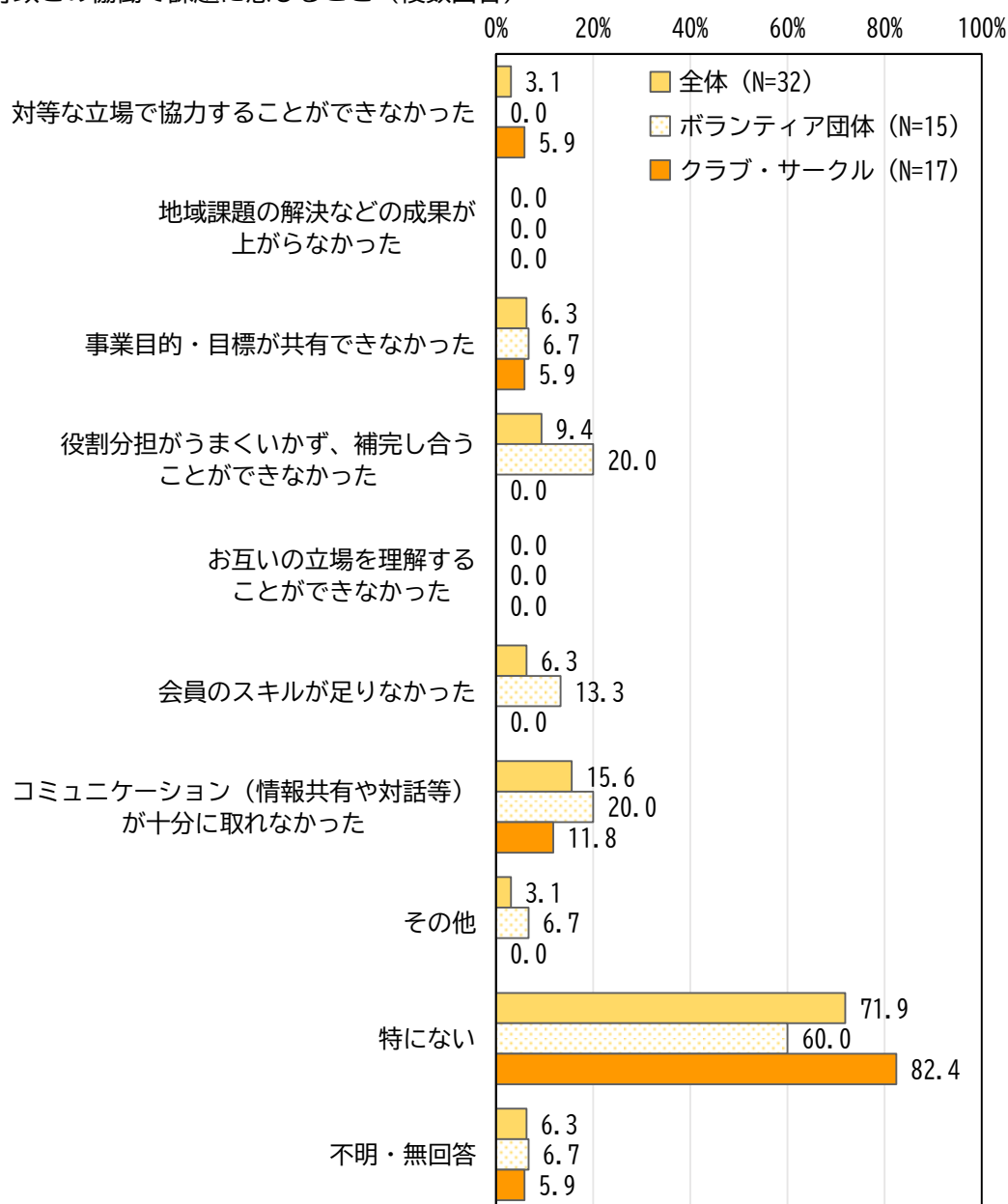


## ⑦行政との協働で課題に感じること

行政との協働で課題に感じることは、全体で「特にない」が最も高くなっています。団体別でみると、ボランティア団体で「役割分担がうまくいかず、補完し合うことができなかった」「会員のスキルが足りなかった」「コミュニケーション（情報共有や対話等）が十分に取れなかった」等、協働相手とのコミュニケーションやサポートの課題を強く感じる傾向がみられます。

行政と団体のコミュニケーションや情報共有を支援し、スムーズな活動ができる体制づくりが重要です。

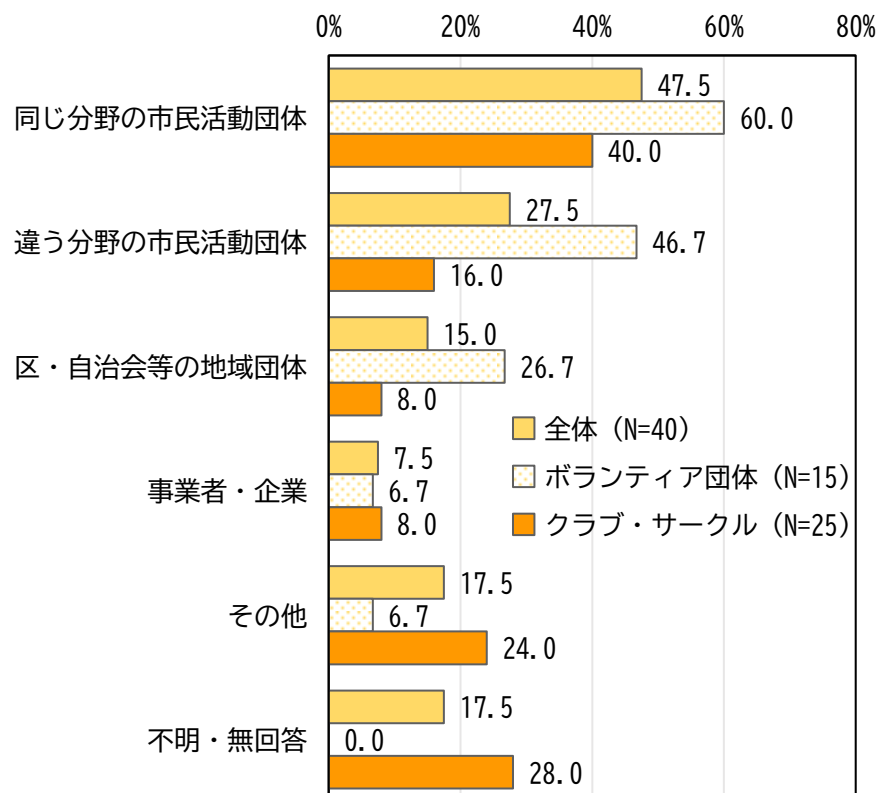
### ■行政との協働で課題に感じること（複数回答）



## ⑧協働した団体について

協働した団体は、全体で「同じ分野の市民活動団体」が最も高くなっています。クラブ・サークルの「その他」の内容についてみると、小学校やその他のクラブ・サークル等となっています。

### ■協働した団体（複数回答）



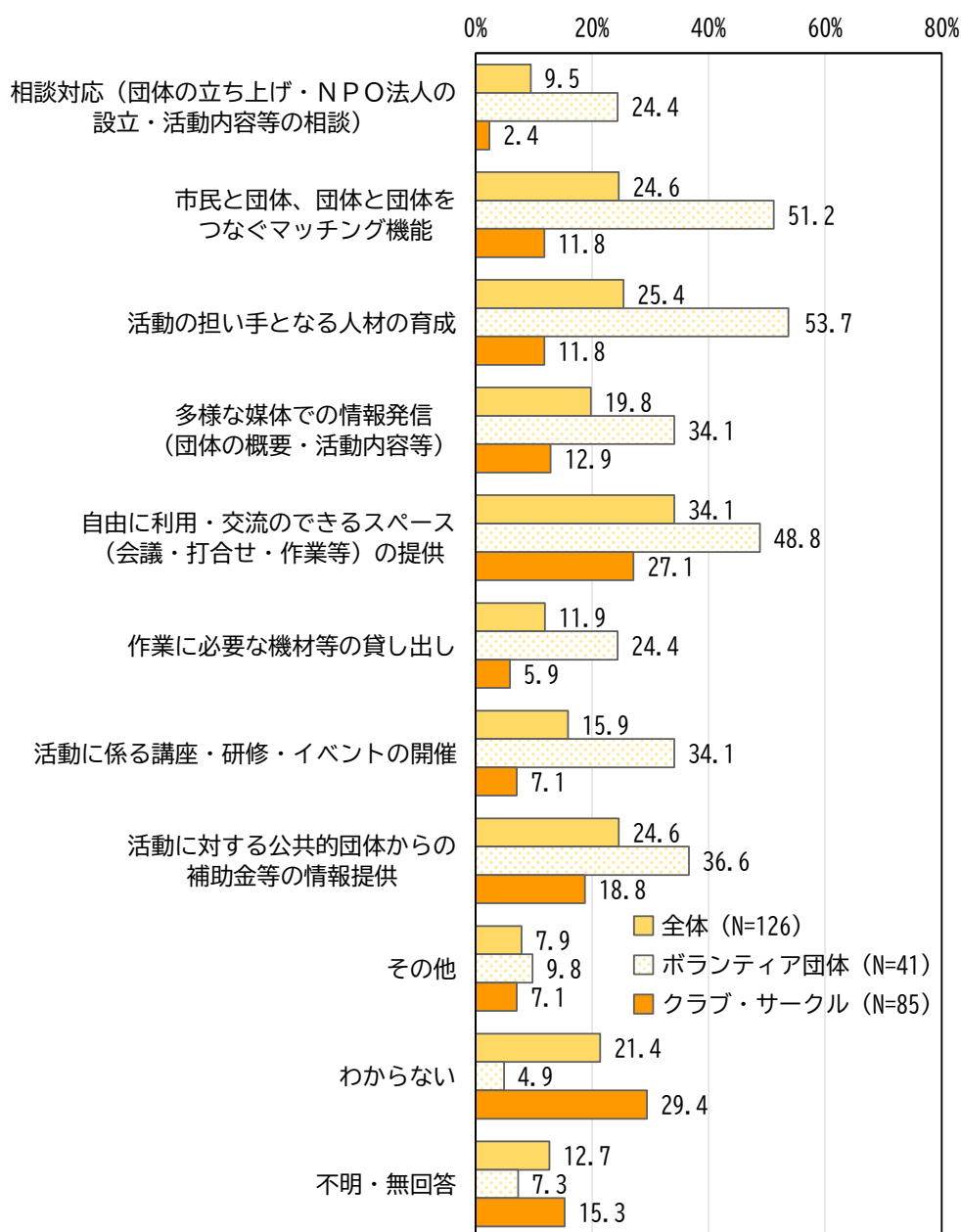


## ⑨市民活動支援センター※に求める機能

市民活動支援センターに求める機能は、全体で「自由に利用・交流のできるスペース（会議・打合せ・作業等）の提供」が 34.1%となっています。団体別でみると、ボランティア団体で「活動の担い手となる人材の育成」が 53.7%、クラブ・サークルで「わからない」が 29.4%とそれぞれ最も高くなっています。

市民活動支援センターが、活動の場の提供というハード面、将来の人材育成というソフト面の両方で期待されていることがうかがえます。

### ■市民活動支援センターに求める機能（複数回答）



※「まちづくり協働センター」のこと。アンケート時点では仮称であったため、ここでは「市民活動支援センター」としています。

### (3) ワークショップ

本市を区・自治会や市民活動団体、市民が連携・協働してつくりあげるために、市民協働に関する具体的な取組みについて話し合うことを目的にワークショップを実施しました。

| 区分  | 内容                              |                    |
|-----|---------------------------------|--------------------|
| 参加者 | 海津市内在住の一般市民（公募）、ボランティア団体、市民活動団体 |                    |
| テーマ | 未来の海津市をどのようなまちにしたいか話し合おう        |                    |
| 日程  | 令和6（2024）年4月14日（日）              | 平田会場（SSドローンプラザ）    |
|     | 令和6（2024）年4月16日（火）              | 海津会場（海津総合福祉会館ひまわり） |
|     | 令和6（2024）年4月18日（木）              | 南濃会場（海津市文化会館）      |
|     | 令和6（2024）年4月19日（金）              | 平田会場（SSドローンプラザ）    |



## 【ワークショップでの意見（抜粋）】

### ■将来「実現（改善・解決）」したいこと

| カテゴリ    | 主な意見                         |
|---------|------------------------------|
| イベント・観光 | 三世代交流、高齢者と子どもの交流、イベントの開催。    |
|         | 大規模イベントの実施。                  |
|         | 水晶の湯のバス路線を利用してイベントをする。       |
|         | 桜のライトアップ。                    |
|         | 海津市の歴史民俗資料館※をホテルにする。         |
|         | （ワークショップ、物産展など）道の駅を魅力的にする。   |
| 地域      | 自治会行事をスリム化する。                |
|         | 地域消防団を廃止する。                  |
|         | 学校や授業の一部で商店街の散策を取り入れることが必要。  |
|         | 子どもたちが海津の良い所を知れる場、知れる活動をする。  |
|         | 空き小学校を活用する。                  |
| 農地      | 農地の規制緩和をする。                  |
|         | 農地を貸し出す。                     |
|         | 農地転用を進める。                    |
| 生活環境    | 買い物・通院が便利になるコミュニティバスを充実させる。  |
|         | 就職先を誘致する。                    |
|         | 古民家シェアキッチンをつくる。              |
|         | 川を交通手段にする。                   |
| 宣伝      | もっと田舎を売りにする。                 |
|         | 海津市のインスタを動かす。                |
|         | 宣伝にLINEなどを利用する。              |
|         | 市のアピールのしかた（イメージアップ）を考える。     |
| その他     | 子育て世代を手厚く支援する。               |
|         | 外国の方にもやさしい表示や施設などをつくる。       |
|         | 海津市にある菓子メーカーの工場とタッグを組み、集客する。 |
|         | 他ではない教育システムで注目されるようにする。      |

※令和7年3月に「海津市木曾三川輪中ミュージアム」に名称変更。ワークショップ時点では名称変更前であったため、ここでは「歴史民俗資料館」としています。

■実現（改善・解決）のために取り組めること

| 主体       | 主な意見                                  |
|----------|---------------------------------------|
| 市民、区・自治会 | まちづくり協議会を発足する。                        |
|          | どういことをすればよいのか示してほしい。（何をすればいいかわからない）。  |
|          | 市民一人ひとりが参加する意識を持つような仕組みをつくる。          |
|          | 若い人の声を聴く機会を設ける。                       |
|          | かいづっちグッズを増やす。                         |
|          | 文化レベルが低いと思われないように、文化活動を広く増やす。         |
|          | 海津市全体で出来る運動会を開催する（現在は平田だけ）。           |
|          | 子どもが集まれる場所をつくる。                       |
| 市民活動団体等  | 船の遊覧で景色を楽しめるようにする。                    |
|          | 市民活動団体を増やす。                           |
|          | 移住者の意見を聞き、伝えていく。                      |
|          | 介護予防対策を行う。                            |
|          | 人の宝をもっと活用する。元気なお年寄りの生きがい・喜びのある活動を行う。  |
|          | 団体でイベント実施、サポート活動を行う。                  |
|          | 子どもの居場所でのイベントを企画実行する。                 |
|          | インスタ映えするスポットづくりに取り組む。                 |
|          | 人が集まるイベント企画を運営する。                     |
|          | 10代・20代向けイベントを実施する。                   |
|          | 空き家のリフォームをイベント化する。（例：市民参加DIYを楽しむ会）    |
|          | 海津市出身のシンガーソングライターをさらに有名にする。           |
| 行政       | バイク通学の署名を行う。                          |
|          | 市民協働を行政がもっとまとめる。                      |
|          | コミュニティ施設、助成を充実させる。                    |
|          | 継続的な会議の開催、話し合いの場を一層増やす。               |
|          | 活動団体のマッチングサービスを行う。                    |
|          | 企画に対して勉強会を開く。                         |
|          | 平田公園で子育てイベントを行う。                      |
|          | （小、中、高）学校に海津市についてどれくらい知っているかアンケートをとる。 |
|          | 小中学生に「出前ワークショップ」をして、若者の意識を高める。        |

| 主体 | 主な意見                         |
|----|------------------------------|
|    | 農地と工場を両立させる。                 |
|    | 農福連携を積極的に推進する（農業の人手不足を解消）。   |
|    | 個人企業を誘致する。                   |
|    | 空き家の有効利用を進める。                |
|    | 千代保稲荷神社近くに温泉施設をつくる。          |
|    | 最終学歴が取れる学校をつくる。              |
|    | 移動図書館を準備する。                  |
|    | 市の公式LINEの活用を促す。              |
|    | SNSで情報発信する。                  |
|    | 海津のユーチューバーを育てる。              |
|    | 市内の公園を見回って色あせや塗装のはがれをチェックする。 |

## ■意見のまとめ

### ○民間事業者の誘致やイベント・行事の企画

人口の流出、住民が働く場所や病院が少ない等の課題があげられました。それに対し民間事業者や店舗の誘致、様々な人が参加できる多様なイベントの企画案がでました。また、地域や人とのつながりの強さを活かし、ネットワークづくりやまちづくり協議会を発足していくという意見があげられました。

### ○多様な情報発信やPR

海津市のSNSが活かされていないという意見等があげられました。実現（改善・解決）のためにできることとして、海津市のマスコットキャラクター「かいづっち」、LINE等のSNS、YouTubeによる様々な海津市の魅力のアピールの意見がでました。

### ○地域の特性の活用

地域の良い点として、「おちょぼ（お千代保）さん」の愛称で親しまれる千代保稲荷神社、自然の豊かさなどがあげられました。実現（さらに良く）のためにできることとして、農地の有効活用、千代保稲荷神社付近に人の集まる施設の整備、河川や公共交通機関を利用したイベントの企画等が発案されました。

### ○子ども・若者、子育て世帯への支援

若い世代や子どもが少ない等の課題があげられました。子育て世帯向けのイベントの実施やネットワークづくり、海津市在住の子どもたちが海津市への愛着を抱くような取組み、若い世帯の声を聴く等の意見がありました。

### ○移動支援

公共交通機関が少ない等移動の困難さが多くあげられました。コミュニティバスやタクシーの利便性の向上等の移動支援が必要という意見がありました。



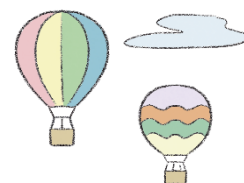


# 第3章

## 海津市が目指す姿



## 1 基本理念



# 一人ひとりがまちづくりの**主役**！ **市民協働**で**創**る**かいつ**の**未来**



### ●基本理念に込めた想い●

#### 「一人ひとりがまちづくりの主役」

協働のまちづくりにおいて、市内在住・活動する団体や法人含む市民一人ひとりが欠かせない存在であることを表しています。

#### 「市民協働で創るかいつの未来」

市民一人ひとりが自主性と協力性を持ち、個々が創り出す小さな活動がより大きな力となって変化をもたらすことの重要性を示し、かつ手を取り合いながら社会が直面している様々な課題を解決し、次世代へつないでいくことを表現しています。



## 2 基本目標の設定

〇計画の基本目標は、基本理念に基づき、分野ごとに目指すべきまちの姿を設定するとともに、これらを実現するための施策推進のあり方を設定します。

本計画では市民協働の推進に向けて、3つの基本目標を設定しました。

### 基本目標1 市民協働の意識醸成

市民協働を推進するためには市民の意識の向上と積極的な参加が必要不可欠です。市民協働の意識の醸成は、市民が主体となってまちづくりを行うための最初の一步となり、最も重要な点となるため、基本目標1として設定しています。

なお、市民アンケートでは、市民協働や条例の認知度は低く、未だ十分に協働の考え方が浸透していないことがうかがえ、早急に取り組んでいきます。

### 基本目標2 市民協働活動の推進

次のステップとして、市民活動の活性化、継続に向けて、実際に活動に取り組んでいる市民への支援が重要です。そのため市民協働活動の推進を基本目標2と設定しています。既存の活動団体や自治組織の支援を行うとともに人材の確保・育成やマッチング支援を行うことを盛り込み、活動の充実を図ります。

団体アンケートでは、団体の課題として、メンバーの高齢化や、担い手不足があがっています。人材の育成は将来の市民活動のリーダーや支援者を育てることにもつながり、地域社会の持続的な発展に貢献します。

### 基本目標3 市民協働活動の環境づくり

基本目標1、2の下支えをする仕組みとして、まちづくり協働センターを協働のまちづくりの推進拠点として設置し、地域の課題解決やコミュニティの活性化を推進します。

市民アンケート、団体アンケートでは、まちづくり協働センターに求める機能として自由に利用できるスペースの提供や、相談や情報提供の充実があがっています。まちづくり協働センターでは、市民活動団体が活動しやすい環境の整備や市民が活動に参加するための情報収集や相談を気軽に行えるようにしていくことが重要です。

また、地域のコミュニティ活動をさらに活発化し、効果的に広げるため、自治会活動に留まらない地域自治の仕組みに向けて検討を進めます。

### 3 体系

基本理念

一人ひとりがまちづくりの**主役**！  
市民協働で**創**る**か**い**づ**の**未**来

| 基本目標                  | 施策の方向性                    | No. | 取組み                     |
|-----------------------|---------------------------|-----|-------------------------|
| 1<br>市民協働の<br>意識醸成    | (1)<br>市民協働の<br>啓発・情報発信   | 1   | 市民協働に関する情報発信            |
|                       |                           | 2   | イベントを活用した協働のまちづくりのPR    |
|                       | (2)<br>活動参加への<br>きっかけづくり  | 3   | 市民協働に関する学習機会の提供         |
|                       |                           | 4   | 活動に関する相談窓口の設置           |
|                       |                           | 5   | 市民と活動団体とのマッチング          |
|                       |                           | 6   | 協働活動の情報発信機会の提供          |
| 2<br>市民協働活動<br>の推進    | (1)<br>活動の<br>担い手づくり      | 7   | 市民活動を行う人材の育成            |
|                       |                           | 8   | 市民活動団体等の交流機会の提供         |
|                       | (2)<br>活動団体の活性化           | 9   | 多様な活動主体に関する情報の提供        |
|                       |                           | 10  | 多様な活動主体間の連携の促進          |
|                       | (3)<br>住民自治の活性化           | 11  | 区・自治会への加入促進             |
|                       |                           | 12  | 自治活動の活性化と負担軽減への取組み      |
| 3<br>市民協働活動<br>の環境づくり | (1)<br>市民活動推進拠点の<br>整備    | 13  | まちづくり協働センターの整備          |
|                       | (2)<br>新たな地域自治の<br>枠組みづくり | 14  | 地域におけるまちづくり協議会の<br>設立推進 |



# 第4章

## 市民協働推進のための施策



## 基本目標 1 市民協働の意識醸成

### 施策の方向性

#### (1) 市民協働の啓発・情報発信

##### 現状と課題

市民や団体、行政が市民協働を効果的に進めるためには、市民の意識醸成とともに、市職員全体の市民参画・協働の意識醸成が必要です。

市民アンケートの結果によると、条例の認知度は全体で1割未満、「市民協働」の認知度は全体で2割程度となっており、いずれも認知度は低い傾向にあり、特に条例においてその傾向は顕著です。一方で、「協働のまちづくり」を推進するために海津市が行うものとして有効な取組みについては、「わかりやすい市政情報を公開する」が6割以上となっています。

市民協働の意識醸成のためには、広報紙など紙媒体に加え、デジタルツールも活用した啓発、情報発信を通じて、市民の協働意識を高めることが必要です。また、協働によるまちづくりの担い手となる市職員も、今以上に協働の意義と役割を理解し、市民協働活動に積極的に関わっていくことが重要です。

##### 進め方

市報かいづやホームページ、SNSなどを通じて、市民協働に関する情報や地域の市民活動団体の情報を定期的に発信します。これにより、条例に基づく役割や市民協働の重要性等を広く市民に周知し、理解を促進します。

また、市民が集まるイベントや地域行事等で市民協働のPRを行い、より多くの市民が知る機会を創出することで、協働意識の向上を促します。

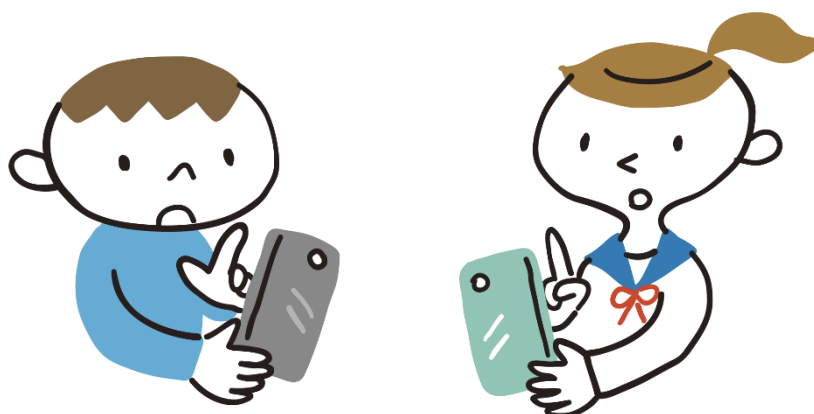
さらに、まちづくりの担い手の一員である市職員の市民協働の理解を深めるため、重要性や手法に関する研修を実施し、日頃から協働の視点を持って仕事に取り組むことができる職員を育成するなど、庁内全体で市民協働の機運醸成・高揚を図ります。

## 取組み内容

| No. | 取組み名                 | 内容                                                   | 担当課    |
|-----|----------------------|------------------------------------------------------|--------|
| 1   | 市民協働に関する情報発信         | 市報かいづや市ホームページ、SNS等の多様な媒体を通して、市民協働の概念や必要性の周知・啓発を行います。 | 生活・環境課 |
| 2   | イベントを活用した協働のまちづくりのPR | 市民が集まるイベントや、地域行事等において、市民協働に関するPRを行います。               | 生活・環境課 |

## 指標

| 項目                                       | 現状値<br>(令和5(2023)年度) | 目標値<br>(令和11(2029)年度) |
|------------------------------------------|----------------------|-----------------------|
| 市民協働という言葉の認知度<br>※市民アンケートで「知っている」と回答した割合 | 20.2%                | 70.0%                 |



## (2) 活動参加へのきっかけづくり

### 現状と課題

市民アンケート結果によると、区・自治会以外の地域のボランティア活動・市民活動に参加したことがある人の割合は全体の約4割となっています。特に、若い世代、働き盛り世代で参加していない割合が高くなっています。地域のボランティア活動・市民活動に現在参加（活動）していない理由として、「時間・仕事・健康・家庭の都合により参加するのが困難だから」が半数以上と最も高く、次いで「内容がよくわからない・情報が手に入らないから」が2割以上みられ、様々な背景により活動にまで至っていない市民が多いことがうかがえます。

活動に至っていない市民が新たに参加するためには、気軽に参加できる機会などのきっかけづくりが重要です。さらに、持続可能なまちづくりを推進するためには若い世代の参画が重要な要素です。若い世代がまちづくりに関心を持ち、積極的に参加してもらうための環境づくりが必要です。

また、同アンケートでは、市職員の地域の行事やイベントの積極的な参加などを期待する意見がみられます。市職員は、協働のパートナーであり、自らも地域の一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに取り組むことが重要です。

### 進め方

市民がまちづくりに自発的に関わっていけるよう、活動体験講座や出前講座を開催し、活動参加の機会を創出します。そして、市民活動団体情報の発信や活動に関する相談窓口の開設により、市民の活動参加につながるよう取り組みます。

さらに、次世代を担う学生等がまちづくりに関わっていけるよう、市内の学校と連携し、協働活動に参画する機会を創出します。

また、市職員が地域活動の実態を知り、市民協働によるまちづくりの経験を積むことができるよう、地域の各種活動への参加を促進します。

## 取組み内容

| No. | 取組み名            | 内容                                                                   | 担当課    |
|-----|-----------------|----------------------------------------------------------------------|--------|
| 3   | 市民協働に関する学習機会の提供 | 市民活動への理解・関心を高めるため、市民協働に関するワークショップや活動体験講座を開催するなど学習機会を提供します。           | 生活・環境課 |
| 4   | 活動に関する相談窓口の設置   | 市民活動を始めたい人への活動紹介・相談等の幅広い対応を行います。                                     | 生活・環境課 |
| 5   | 市民と活動団体とのマッチング  | 活動参加を希望する市民と活動団体をマッチングする仕組みづくりに取り組みます。                               | 生活・環境課 |
| 6   | 協働活動の情報発信機会の提供  | 市民活動団体が主催するイベントや活動、会員募集などを市報かいづや市ホームページ、SNSに掲載し、活動への参加のきっかけづくりを行います。 | 生活・環境課 |

## 指標

| 項目                                                                                     | 現状値<br>(令和5(2023)年度)      | 目標値<br>(令和11(2029)年度) |
|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-----------------------|
| 地域のボランティア活動・市民活動に参加したことがある市民の割合<br>※市民アンケートで「現在参加している」「現在参加していないが、過去に参加したことがある」と回答した割合 | 42.2%                     | 70.0%                 |
| 学生の市民活動への参加人数                                                                          | － 人                       | 100 人/年               |
| マッチング件数                                                                                | － 件                       | 200 件/年               |
| 登録団体の会員数                                                                               | 590 人<br>(令和7(2025)年3月現在) | 1,700 人               |



## 基本目標２ 市民協働活動の推進

施策の方向性

### (１) 活動の担い手づくり

#### 現状と課題

市民アンケート結果によると、「協働のまちづくり」を推進するために海津市が行うものとして有効な取組みについて、「活動の担い手や指導・助言を行うコーディネーターを育成・派遣する」という意見が３割程度あります。また、団体アンケートによると、団体が抱えている人材面の課題について、「メンバーが高齢化している」が７割以上と最も高く、次いで「新しいメンバーがなかなか入ってこない」が６割以上となっています。

少子高齢化が進む中で、活動の担い手づくりは喫緊の課題です。新たな担い手を発掘するため、団体やあらゆる人材が交流する機会を設けるだけでなく、市民活動を行う人材の育成に取り組むことで活動の継続・発展に繋げる必要があります。

#### 進め方

若者をはじめとする新たな活動の担い手を発掘し育成するため、市民協働に関するセミナーやスキル習得講座を開催するなど、知識やスキルを持った人材育成を進めます。また、地域で活動する団体の取組みが活性化するように、まちづくりに関心のある人と団体同士の交流機会を充実させ、新たな人材の確保を図ります。



まちづくりに興味のある市民や団体が参加した「海津のじん Xmas 交流会」の様子



## 取組み内容

| No. | 取組み名            | 内容                                                                               | 担当課    |
|-----|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 7   | 市民活動を行う人材の育成    | 活動するためのノウハウやスキルを習得できる市民協働セミナーを開催し、新たな人材の発掘と育成を進めます。                              | 生活・環境課 |
| 8   | 市民活動団体等の交流機会の提供 | 市民活動団体と活動に関心のある人、または相互に関心のある人同士が交流できる機会として、交流会や意見交換会を定期的を開催し、新たな活動の担い手づくりを支援します。 | 生活・環境課 |

## 指標

| 項目                                                    | 現状値<br>(令和5(2023)年度) | 目標値<br>(令和11(2029)年度) |
|-------------------------------------------------------|----------------------|-----------------------|
| ボランティア活動・市民活動の満足度<br>※市民アンケートで「満足」「どちらかといえば満足」と回答した割合 | 55.9%                | 75.0%                 |
| 市民協働に関するセミナーの受講者数                                     | 86人<br>(令和6(2024)年度) | 240人/年                |



## (2) 活動団体の活性化

### 現状と課題

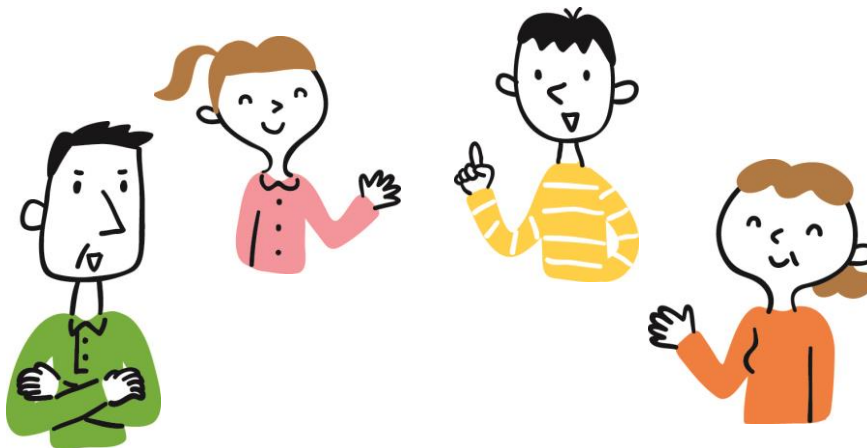
団体アンケート結果によると、行政もしくは他団体との協働経験について、「ない」が約半数となっています。行政との協働経験のある団体では、「コミュニケーション（情報共有や対話等）が十分に取れなかった」といった課題があがっています。

協働によるまちづくりでは、行政との協働もしくは他団体との協働によって、地域の課題を解決していくことが重要です。

そのため、市民活動団体や民間事業者などの情報を発信し、協働活動につながる取組みを支援することや、協働活動の事例を紹介する機会を設けるなど、団体活動の活性化を図ることが必要です。

### 進め方

意欲のある市民活動団体と行政や地域コミュニティ、民間事業者など多様な活動主体との連携を促進し、相乗効果による活動の充実・発展を支援します。さらに、市民活動団体が行政等と協働活動に取り組むことができるよう、先進事例の紹介や協働事業への支援など推進します。



## 取組み内容

| No. | 取組み名             | 内容                                                                       | 担当課    |
|-----|------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------|
| 9   | 多様な活動主体に関する情報の提供 | 多様な活動主体の情報を収集し、市民活動団体に共有します。                                             | 生活・環境課 |
| 10  | 多様な活動主体間の連携の促進   | 多様な活動主体が交流できる機会として、交流会を開催し、相互の連携を促進するとともに、協働に役立つ情報の発信を行うことで、活動の発展を支援します。 | 生活・環境課 |

## 指標

| 項目               | 現状値<br>(令和 6 (2024) 年度)        | 目標値<br>(令和 11 (2029) 年度) |
|------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 市内で活動する市民活動登録団体数 | 15 団体<br>(令和 7 (2025) 年 3 月現在) | 100 団体                   |
| 補助事業実施件数         | 3 件                            | 20 件/年                   |



## (3) 住民自治の活性化

### 現状と課題

市民アンケート結果によると、区・自治会の加入している割合は全体で9割と高くなっていますが、年代が下がるにつれて低くなっており、将来の担い手不足にも影響すると考えられます。自治会長アンケート調査（令和4（2022）年2月実施）結果によると、現在の会長の年齢は60歳代が半数以上となり、区・自治会を運営する中で抱えている課題については「役員のなり手の問題」が最も高くなっています。区・自治会の役員の経験がない人で役員をしない理由は「時間・仕事・健康・家庭の都合により役員をこなすのが困難だから」が4割以上となっています。区・自治会に求めることは、「役員・当番の負担を減らしてほしい」の回答の割合が最も高く、次いで「業務を効率化してほしい」となっており、新たな担い手の確保のためには業務の負担軽減が求められています。

少子高齢化や地域のつながりの希薄化により、地域で抱える問題は多様化する中、支援ができる担い手や活動者を育成し、地域で支え合える仕組みづくりが必要です。

### 進め方

多様化・複雑化する地域課題に対応する区・自治会に対し、公共的な負担軽減に向けた検討を進めます。また、庁内の窓口において移住者・転入者等に区・自治会の活動を紹介し、活動への理解と区・自治会の加入につながるよう働きかけを行います。

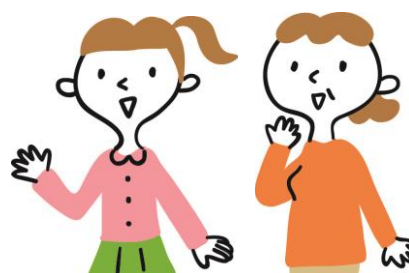


## 取組み内容

| No. | 取組み名               | 内容                                                                                                          | 担当課           |
|-----|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 11  | 区・自治会への加入促進        | 転入者へ向けて、窓口での転入手続きの際に、区・自治会の重要性やメリットを伝えるとともに、加入を呼びかけます。また、転入者以外の区・自治会未加入者に向けて、啓発を行い、加入を促進します。                | 生活・環境課<br>市民課 |
| 12  | 自治活動の活性化と負担軽減への取組み | 他の自治会で導入されている先進的な取組み事例の紹介やデジタルツールの導入支援など、自治会業務の効率化に向けた取組みを進めます。また、自治組織の広域化や他団体との連携により、活動が活性化するように相談支援を行います。 | 生活・環境課<br>企画課 |

## 指標

| 項目                                                      | 現状値<br>(令和5(2023)年度)          | 目標値<br>(令和11(2029)年度) |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------|
| 自治会加入率                                                  | <b>79.9%</b><br>(令和6(2024)年度) | <b>80.0%</b>          |
| 区・自治会活動の満足度<br>※市民アンケートで「満足」<br>「どちらかといえば満足」<br>と回答した割合 | <b>36.9%</b>                  | <b>60.0%</b>          |



## 基本目標3 市民協働活動の環境づくり

### 施策の方向性

## (1) 市民活動推進拠点の整備

### 現状と課題

本市では、令和7（2025）年度にまちづくり協働センターを開設します。市民アンケートの結果によると、まちづくり協働センターに求める機能は、「自由に利用・交流のできるスペース（会議室等）の提供」「活動運営に関する相談・支援の窓口」「多様な媒体での情報発信」、「活動に係る講座・研修・イベントの開催」がそれぞれ2割以上となっています。一方、団体アンケートの結果によると、まちづくり協働センターに求める機能は、「活動に対する公共的団体からの補助金等の情報提供」「市民と団体、団体と団体をつなぐマッチング機能」の意見もみられました。

まちづくり協働センターに対する市民・団体の求める機能は、ミーティングスペースの利用や情報提供、多様な活動の支援等のハード面・ソフト面の両方であることがうかがえます。「協働のまちづくり」の推進拠点となるまちづくり協働センターが有効に活用されるよう、機能の充実が求められています。

### 進め方

まちづくり協働センターにおいて、活動団体や市民にとって利用しやすい場となるよう、ソフト・ハード両面での充実した環境づくりに努めます。さらに、まちづくり協働センター間の情報共有や協力関係の構築など広域的に取り組めます。



まちづくり協働センターに必要なものについて市民活動団体と意見交換を行った車座トークの様子

## 取組み内容

| No. | 取組み名           | 内容                                                                                                                                                                           | 担当課    |
|-----|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 13  | まちづくり協働センターの整備 | <p>協働のまちづくりの推進拠点を整備します。</p> <p>開設後は、利用者との定期的な車座会議や、市民活動団体と協働したセンターイベントを開催し、施設がより使いやすい、かつ多くの人に利用される場となるよう利便性の向上に取り組みます。</p> <p>また、将来的にまちづくり協働センターの運営を委託できるNPO団体等の育成を進めます。</p> | 生活・環境課 |

## 指標

| 項目                                   | 現状値<br>(令和6(2024)年度) | 目標値<br>(令和11(2029)年度) |
|--------------------------------------|----------------------|-----------------------|
| まちづくり協働センターの利用人数                     | - 人                  | 3,500 人/年             |
| まちづくり協働センター満足度<br>※利用者調査で「満足」と回答した割合 | - %                  | 80.0%                 |





## まちづくり協働センターの機能

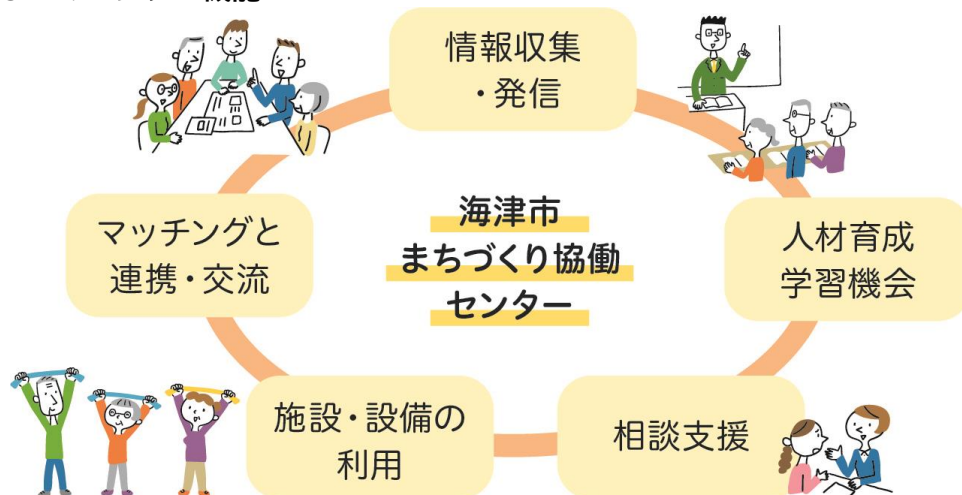
### ●目的

市民が自主的・自立的に行う市民活動を総合的に支援します。また、市で活動する多様な主体の交流を促進し、協働によって新たな価値や解決策を創出する「共創によるまちづくりの推進」を図ります。

### ●利用対象

- ▶市民
- ▶市民活動団体（NPO法人、ボランティア団体等）
- ▶地域コミュニティ

### ●5つのセンター機能



### ●利用できるスペース

- つながりスペース
  - ・ 見る知るコーナー
  - ・ ひと息コーナー
  - ・ キッズコーナー
- おしゃべりルーム
- ものづくりスタジオ
- かたりあいルーム
- あつまりルーム
- 貸しロッカー
- おはなしルーム（相談スペース）
- 事務所

### ●場所

南濃総合福祉会館ゆとりの森  
（海津市南濃町駒野 827 番地 1）

### ●開館時間

午前9時から午後5時まで  
休館日：月、年末年始  
（12月29日～翌年1月3日まで）





## (2) 新たな地域自治の枠組みづくり

### 現状と課題

人口減少・少子高齢化等による地域コミュニティの活力低下の懸念や多様化・複雑化する地域課題が顕在化する中で、市民一人ひとりの暮らしを支えていくため、市が担ってきた様々な機能について、地域コミュニティや市民活動団体など多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、積極的に関わってもらうための環境づくりが重要です。

こうした中で、安心安全な地域づくりや高齢者支援など、様々な団体が参加して、住民同士の助け合い、支えあいを通じて、地域運営を持続可能なものとする連携・協働の多様な枠組みづくりを進めている事例が全国的に増えており、近年では、地域の暮らしを支える重要な担い手として役割を果たしている団体もあります。

本市においても、地域における課題を解決するためには、多様な主体が連携・協働した新たな枠組みの構築が必要です。このことから、ワークショップの意見で出た「まちづくり協議会」といった地域の多様な主体が連携した団体と市が協働によって、地域の課題を解決し、活性化していくことが求められます。

### 進め方

地域コミュニティや市民活動団体など多様な主体が連携・協働し、地域の実情に応じた課題を解決することができる持続可能な団体として、「まちづくり協議会」の設立に取り組みます。

また、令和6（2024）年9月には、国において、地域的な共同活動を行う地縁による団体を、市町村長が「指定地域共同活動団体」として指定することができることを定めた「地方自治法の一部を改正する法律」が施行されました。指定の対象となる団体には、まちづくり協議会などの多様な主体が連携した地縁の団体が想定されており、協議会の設立への取組みと併せて検討を進めます。

## 取組み内容

| No. | 取組み名                | 内容                                                                                  | 担当課    |
|-----|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 14  | 地域におけるまちづくり協議会の設立推進 | 地域の多様化・複雑化する課題解決のため、地域の様々な主体によるまちづくり協議会の設立に向け、セミナーやワークショップの開催など、市民の意識醸成を図る取組みを進めます。 | 生活・環境課 |

## 指標

| 項目                     | 現状値<br>(令和6(2024)年度) | 目標値<br>(令和11(2029)年度) |
|------------------------|----------------------|-----------------------|
| まちづくり協議会の設立<br>(モデル地区) | 一か所                  | 1か所                   |

## まちづくり協議会とは

まちづくり協議会とは、おおむね小学校区を単位とし、地域住民や市民活動団体、地域コミュニティなど、地域に関わる様々な主体が協力して、地域の魅力創出や課題解決に取り組む組織です。



地域課題の解決・地域の活性化

## 指定地域共同活動団体制度

地域住民が主体的に取り組む活動を行う団体を「指定地域共同活動団体」として市町村が指定し、活動を支援する枠組みです。市町村が地域の住民や団体と協力して、地域課題を解決するための活動を支援・促進するために創設されました。

### ●指定対象

まちづくり協議会や他の主体と連携して地域の課題解決を行う地域の住民が主体となって運営されているNPOや複数の自治会を構成する団体が想定されます。

### ●想定される活動

- 生活支援  
買い物支援、高齢者の外出支援 等
- 居場所・環境  
高齢者の居場所づくり（交流・健康づくり）、こども食堂の運営、環境美化・清掃活動 等
- 安心・安全  
高齢者への声掛け・見守り、子どもの登下校時の見守り、防犯パトロール 等

### ●指定の効果

- 活動資金の助成、情報提供など、市町村の支援を受けることができる
- 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に調整を求めることができる
- 市町村から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができる







# 第5章 計画の推進に向けて



## 1 計画の周知

本計画は、市報かいづやホームページ、SNS等様々な媒体を活用して周知するとともに、海津市まちづくり協働センターへ配置し、市民や市民活動団体、民間事業者などの多様な主体へ周知・啓発していきます。

## 2 推進体制

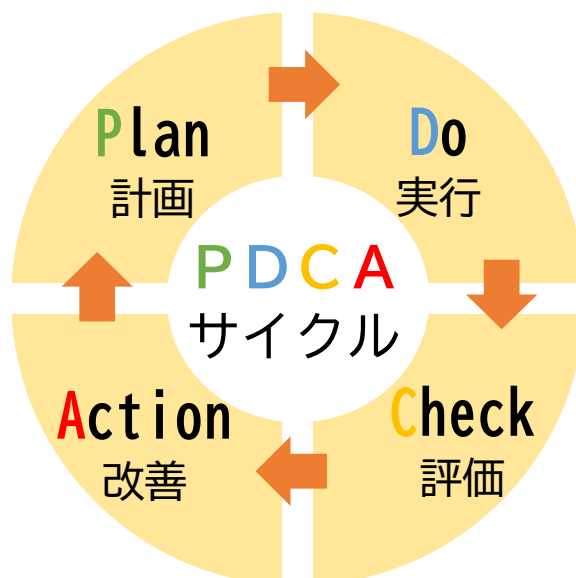
本計画の施策を総合的かつ計画的に推進するため、学識経験者、関係団体代表者、公募市民等からなる「協働のまちづくり委員会」に進捗状況を報告し、意見を求めます。

また、庁内での協働によるまちづくりの推進を図るため、「協働推進本部会議」を設置し、本計画の策定や実施に関すること、その他協働によるまちづくりの推進に関することを協議します。併せて、補助組織として各課に協働推進プロジェクト委員を配置し、庁内連携を図りながら、あらゆる部局が積極的に取り組むことができる体制を構築します。

## 3 協働事業の管理と評価

本計画の進行管理は、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Action（改善）のPDCAサイクルによって実施します。一連のサイクルによる管理と評価を行い、施策・取り組みの継続的な改善を進めていきます。

本計画では、毎年度確認する指標と、計画の見直しの際に確認する指標があります。「協働のまちづくり委員会」にて指標の達成状況を確認し、結果を分析することで、取り組みの改善につなげます。





# 資料編



## 1 計画の策定経過

| 実施時期                       | 内 容                |
|----------------------------|--------------------|
| 令和5（2023）年10月3日            | 第1回 海津市協働のまちづくり委員会 |
| 令和5（2023）年11月6日<br>～11月21日 | 市民協働に関するアンケートの実施   |
| 令和6（2024）年1月12日<br>～1月29日  | 団体アンケートの実施         |
| 令和6（2024）年2月6日             | 第2回 海津市協働のまちづくり委員会 |
| 令和6（2024）年4月14日            | ワークショップ（平田会場）の実施   |
| 令和6（2024）年4月16日            | ワークショップ（海津会場）の実施   |
| 令和6（2024）年4月18日            | ワークショップ（南濃会場）の実施   |
| 令和6（2024）年4月19日            | ワークショップ（平田会場）の実施   |
| 令和6（2024）年8月7日             | 第3回 海津市協働のまちづくり委員会 |
| 令和6（2024）年12月25日           | 第4回 海津市協働のまちづくり委員会 |
| 令和7（2025）年2月5日<br>～3月6日    | パブリックコメントの実施       |
| 令和7（2025）年3月13日            | 第5回 海津市協働のまちづくり委員会 |



## 2 委員名簿

| 区 分       | 所属等                        | 委員氏名      | 備考   |
|-----------|----------------------------|-----------|------|
| 学識経験者     | 岐阜協立大学<br>経済学部 経済学科<br>准教授 | 菊 本 舞     |      |
| 市民活動団体の代表 | 海津市自治連合会 代表                | 伊 藤 義 美   | 委員長  |
|           | 海津市商工会 代表                  | 中 島 一 紀   |      |
|           | かいづコミュニティ診断士の会 代表          | 杉 野 史 和   |      |
|           | NPO法人<br>まごの手クラブ 代表        | 谷 芳 和     |      |
|           | NPO法人<br>良縁の会ひまわり 代表       | 早矢仕 裕子    |      |
|           | NPO法人<br>海津市防災士会 代表        | 伊 藤 貴 夫   |      |
|           | NPO法人<br>絵本であそぼっ 代表        | 藤 田 佐 喜 子 |      |
|           | 海津市社会福祉協議会<br>代表           | 森 廣 美     | 副委員長 |
| 市民の代表     | 公募委員                       | 中 島 美 由 紀 |      |
|           |                            | 早 川 哲 雄   |      |
|           |                            | 富 田 正 美   |      |
|           |                            | 佐 藤 勇 夫   |      |
|           |                            | 岡 田 あ さ 美 |      |

(敬称略)

### 3 海津市自治基本条例（理念条例）

令和元年 9 月 24 日

条例第 16 号

私たちのまち海津市は、養老山地や木曾三川と呼ばれる揖斐川、長良川、木曾川があり、ハリヨなど希少生物がすむ豊かな自然に囲まれています。また縄文時代の貝塚に始まり古くから治山治水など長く水と闘ってきた過去を伝える史跡油島千本松締切堤、広く親しまれる千代保稲荷神社など歴史と伝統が生きづくまちです。

現在は、少子高齢社会への対応や地域環境への配慮など社会状況の変化から、それに伴う地域社会の仕組みや制度の見直しが求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係はどうあるべきかが問われています。

こうした背景のもと、海津市の自治における市民の権利や市の責務を明らかにし、市民が主体となり、市と協働して市政を運営するため、ここに自治基本条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、海津市における自治の基本理念を定め、市民、市議会及び市のそれぞれの権利や責務、役割を定めることにより、まちづくりにおける協働のあり方を明確にし、もって地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を図ることを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例において、用語の定義は次のとおりとします。

- （1）市民 市民とは、市内に在住、在勤又は在学する者及び市内で活動する法人その他の団体をいいます。
- （2）市民自治 市民自治とは、市民が主体的に市政に参画し、その意思と責任によって市政を行うことをいいます。
- （3）まちづくり まちづくりとは、地域課題の解決や地域資源の創造など魅力あふれる地域社会をつくるために行う活動をいいます。
- （4）地域コミュニティ 地域コミュニティとは、自治会等、地縁によってつながりを持ち、自らの地域に関わりながら活動を行う人々の集まりをいいます。
- （5）市 市とは、市の執行機関をいいます。

(6) 市の執行機関 市の執行機関とは、市長部局、教育委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、農業委員会、消防本部及び公営企業をいいます。

(基本原則)

第 3 条 市民、市議会及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとします。

- (1) 市民自治の原則 市民自治がまちづくりの基本であること。
- (2) 市民参加の原則 一人ひとりの人権が尊重され、市政に参加する権利が保障されること。
- (3) 協働の原則 市民、市議会及び市の基本的な関係は、対話によって築かれる信頼をもととした協働関係であること。
- (4) 情報共有の原則 市政に関する情報が、市民、市議会及び市の間で共有されること。
- (5) 地域尊重の原則 地域特有の歴史、文化、景観などの地域の個性を尊重すること。

(市民の権利)

第 4 条 市民は、自治の主体として市政に参画する権利を有します。

- 2 市民は、市から提供される情報を受けとるだけでなく、自ら積極的に市に対して市政に関する情報の提供を要求でき、これを取得できる権利を有します。
- 3 市は、市民が市政に参画する機会を保障します。
- 4 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開します。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、まちづくりの担い手であることを自覚し、市政に対して関心をもち、自己の発言と行動に責任をもって協働してまちづくりに関わるよう努めます。

- 2 市民は、まちづくりやその他の権利の行使に当たっては、公共の福祉に反しないものとします。

(市長の責務)

第 6 条 市長は、市民の信託に応え、市政の代表者として公正で効率的な行政運営を行います。

- 2 市長は、まちづくりに関する情報を市民に提供し、市民と共有するように努めます。
- 3 市長は、市民の主体的なまちづくりを促し、協働してまちづくりを積極的に進めます。

(職員の責務)

第 7 条 職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令等を遵守し、公正、かつ、効率的に職務を遂行します。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の能力の向上に努めます。

3 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、積極的に市民と協働してまちづくりに取り組みます。

（市議会の基本的な役割）

第 8 条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市政が市民の意思を反映し、適切に運営されているか調査及び監視します。

2 市議会は、市議会議員が立法の活動を行えるよう、組織体制の整備に努めます。

（市議会活動の説明責任）

第 9 条 市議会は、市議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明します。

2 市議会は、公開とし、市民に開かれた場とします。

（市議会議員の責務）

第 10 条 市議会議員は、市民の代表であることを自覚して、審議能力及び政策提案能力の向上に努め、常に市民全体の福利を念頭に置き、行動します。

2 市議会議員は、市議会活動や市政に関する状況等について、市民に詳細に説明するよう努めます。

（地域コミュニティへの関わり）

第 11 条 市民は、地域コミュニティへ参画し、自らの地域の課題解決や共通の目的達成に向けて行動するよう努めます。

2 市は、地域コミュニティ活動の自主性を尊重するとともに、その活動を推進します。

3 市は、市民と連携し、協働によるまちづくりを担う人材育成に努めます。

（住民投票の請求）

第 12 条 選挙権を有する市民（市議会議員及び市長の選挙権を有する者をいう。）は、法令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票を求める条例の制定を請求することができます。

（住民投票の発議）

第 13 条 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議すること

ができます。

- 2 市長は、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

（住民投票の実施）

- 第 14 条 市長は、前条の規定による条例制定の議決があったときは、速やかに住民投票を実施します。

（投票資格）

- 第 15 条 住民投票に参加する資格その他の住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。

（住民投票の結果の尊重）

- 第 16 条 市民、市議会及び市は、住民投票の結果を尊重します。

（行政運営の方針）

- 第 17 条 市は、第 3 条に規定した基本原則にのっとり公正で透明性の高い行政運営を推進し、市民全体の福利の増進に努めます。

- 2 市は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、地域資源を最大限に活用し、施策を展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図り、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めます。

- 3 市は、社会情勢の変化に対応できる行政組織とするため、市民に分かりやすく簡素で機能的、かつ、効率的な組織に整備するよう努めます。

- 4 市は、職員に能力を向上させる機会を与えます。

- 5 市は、市民から苦情等があったときは、事実関係等を調査し回答します。

（総合計画）

- 第 18 条 総合計画は市の最上位計画とし、その他の計画は総合計画の内容に即して策定することとします。

（行政評価）

- 第 19 条 市は、効果的、かつ、効率的な行政運営を図るため、重要な施策及び事務事業について行政評価を実施し、当該評価の結果を分かりやすく市民に公表します。

- 2 市の執行機関は、行政評価の結果を施策及び事務事業に反映するよう努めます。

（財政運営）

第 20 条 市は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行うものとします。

2 市長は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表します。

（法令遵守）

第 21 条 市議会及び市は、法令の遵守及び倫理の保持のため、適法、かつ、公正な行政運営を行います。

（情報の収集及び管理）

第 22 条 市議会及び市は、まちづくりに必要な情報の収集を積極的に行い、その収集した情報を適正に管理します。

（個人情報の保護）

第 23 条 市議会及び市は、個人情報の漏えい等により、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報を保護します。

（この条例の位置づけ）

第 24 条 この条例は、本市における自治の基本理念を定めるものであり、市民、市議会及び市は、この条例を尊重します。

2 市議会及び市は、他の条例、規則等の制定、改正に当たっては、この条例を尊重し整合を図ります。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 指標一覧

### 基本目標1 市民協働の意識醸成

#### (1) 市民協働の啓発・情報発信

| 項目                                       | 現状値<br>(令和5(2023)年度) | 目標値<br>(令和11(2029)年度) |
|------------------------------------------|----------------------|-----------------------|
| 市民協働という言葉の認知度<br>※市民アンケートで「知っている」と回答した割合 | 20.2%                | 70.0%                 |

#### (2) 活動参加へのきっかけづくり

| 項目                                                                                     | 現状値<br>(令和5(2023)年度)      | 目標値<br>(令和11(2029)年度) |
|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-----------------------|
| 地域のボランティア活動・市民活動に参加したことがある市民の割合<br>※市民アンケートで「現在参加している」「現在参加していないが、過去に参加したことがある」と回答した割合 | 42.2%                     | 70.0%                 |
| 学生の市民活動への参加人数                                                                          | － 人                       | 100 人/年               |
| マッチング件数                                                                                | － 件                       | 200 件/年               |
| 登録団体の会員数                                                                               | 590 人<br>(令和7(2025)年3月現在) | 1,700 人               |

## 基本目標２ 市民協働活動の推進

### （１）活動の担い手づくり

| 項目                                                    | 現状値<br>(令和５（２０２３）年度)  | 目標値<br>(令和１１（２０２９）年度) |
|-------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| ボランティア活動・市民活動の満足度<br>※市民アンケートで「満足」「どちらかといえば満足」と回答した割合 | 55.9%                 | 75.0%                 |
| 市民協働に関するセミナーの受講者数                                     | 86 人<br>(令和６（２０２４）年度) | 240 人/年               |

### （２）活動団体の活性化

| 項目               | 現状値<br>(令和６（２０２４）年度)      | 目標値<br>(令和１１（２０２９）年度) |
|------------------|---------------------------|-----------------------|
| 市内で活動する市民活動登録団体数 | 15 団体<br>(令和７（２０２５）年３月現在) | 100 団体                |
| 補助事業実施件数         | 3 件                       | 20 件/年                |

### （３）住民自治の活性化

| 項目                                              | 現状値<br>(令和５（２０２３）年度)   | 目標値<br>(令和１１（２０２９）年度) |
|-------------------------------------------------|------------------------|-----------------------|
| 自治会加入率                                          | 79.9%<br>(令和６（２０２４）年度) | 80.0%                 |
| 区・自治会活動の満足度<br>※市民アンケートで「満足」「どちらかといえば満足」と回答した割合 | 36.9%                  | 60.0%                 |



## 基本目標3 市民協働活動の環境づくり

### (1) 市民活動推進拠点の整備

| 項目                                           | 現状値<br>(令和6(2024)年度) | 目標値<br>(令和11(2029)年度) |
|----------------------------------------------|----------------------|-----------------------|
| まちづくり協働センター<br>の利用人数                         | - 人                  | 3,500 人/年             |
| まちづくり協働センター<br>満足度<br>※利用者調査で「満足」と回<br>答した割合 | - %                  | 80.0%                 |

### (2) 新たな地域自治の枠組みづくり

| 項目                     | 現状値<br>(令和6(2024)年度) | 目標値<br>(令和11(2029)年度) |
|------------------------|----------------------|-----------------------|
| まちづくり協議会の設<br>立(モデル地区) | - か所                 | 1 か所                  |



## 海津市市民協働推進計画

発 行：令和7（2025）年3月

発行者：海津市

編 集：海津市 市民生活部 生活・環境課

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515

電 話 番 号：0584-53-3195（直通）

ファクス番号：0584-53-1598





## 海津市市民協働推進計画